

北海道開発局 防災業務計画

令和6年3月

国土交通省
北海道開発局

北海道開発局防災業務計画の概要

第1編 総則	1
防災業務計画の目的及び構成、防災業務を遂行するための組織・体制について記述。	
第2編 各災害に共通する対策編	7
以降の災害対策各編に共通する事項について記述。	
第3編 地震災害対策編	34
震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川災害（土砂災害、海岸災害を含む）、道路災害、官庁施設災害、公園施設等災害、港湾・漁港、空港、農業施設の災害の予防及び応急対策等について記述。	
第4編 津波災害対策編	90
津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川災害（土砂災害、海岸災害を含む）、道路災害、官庁施設災害、公園施設等災害、港湾・漁港、空港、農業施設の災害の予防及び応急対策等について記述。	
第5編 風水害対策編	116
台風、豪雨等によって生ずる自然災害に対処するために実施する、河川災害（土砂災害、海岸災害を含む）、道路災害、官庁施設災害、公園施設等災害、港湾・漁港、空港、農業施設の災害の予防及び応急対策等について記述。	
第6編 火山災害対策編	146
火山噴火等によって生ずる自然災害に対処するために実施する、河川災害（土砂災害、海岸災害を含む）、道路災害、官庁施設災害、公園施設等災害、港湾・漁港、空港、農業施設の災害の予防及び応急対策等について記述。	
第7編 雪害対策編	168
雪害を防止し、又は雪害発生時に対処するために実施する、道路災害、官庁施設災害の予防及び応急対策等について記述。	
第8編 海上災害対策編	187
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生又は船舶からの危険物等の大量流失等による著しい海洋汚染等の海上災害に関する対策について記述。 なお、道路施設に対する風波浪による油の被害については「道路災害対策編」、港湾施設に対する風波浪による油の被害については「港湾危険物等災害対策編」による。	
第9編 道路災害対策編	197
道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった道路災害に関する対策について記述。	

第 1 0 編 河川水質事故災害対策編	211
有害物質の大量流出による河川、海岸における著しい水質の汚染等の水質事故災害に関する対策について記述。 なお、水質事故を原因とする海洋汚染については「海上災害対策編」、道路施設に対する風波浪による油の被害については「道路災害対策編」、港湾施設に対する風波浪による油の被害については「港湾危険物等災害対策編」による。	
第 1 1 編 港湾危険物等災害対策編	220
港湾における危険物等の漏洩、流失、爆発等による多数の死傷者の発生といった大規模な港湾災害に関する対策について記述。	
第 1 2 編 原子力災害対策編	231
事業所外運搬時における原子力災害に関する事項について記述。	
第 1 3 編 大規模火事等災害対策編	235
大規模な火事、危険物の漏洩・流出、爆発等による公共土木施設、建築物等の被災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事等災害に関する対策について記述。	

第 1 編 総則

第 1 編 総則目次	1
第 1 章 計画の目的及び構成	2
第 2 章 防災対策の基本方針	3
第 3 章 防災に関する組織・体制	6
第 1 節 北海道開発局防災会議	6
第 2 節 開発建設部防災会議	6
第 3 節 災害対策本部等	6
第 4 節 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等	6

第1章 計画の目的及び構成

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第1項及び国土交通省防災業務計画等の規定に基づき、北海道開発局の所掌する防災に関する事務について執るべき措置等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
- この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えていくものとする。
- この計画は、現実の災害に対する対応に即した13編構成とし、それぞれ災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定めている。

第1編 総則

第2編 各災害に共通する対策編

第3編 地震災害対策編

第4編 津波災害対策編

第5編 風水害対策編

第6編 火山災害対策編

第7編 雪害対策編

第8編 海上災害対策編

第9編 道路災害対策編

第10編 河川水質事故災害対策編

第11編 港湾危険物等災害対策編

第12編 原子力災害対策編

第13編 大規模火事等災害対策編

第2章 防災対策の基本方針

- 北海道は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、がけ崩れ、土石流、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪などにより自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、急峻な山地、脆弱な地質等が存在する一方、稠密な人口、高度な土地利用等の社会的条件を併せもっている。このような自然的、社会的条件下において、国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策であり、その一層の強化を図る。また、社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、水質災害、港湾危険物等災害、大規模な火事等災害など大規模な事故による被害についても、防災対策の一層の充実、強化が必要であり、その推進を図る。さらに、平成23年の東日本大震災においては、広域での強い地震動、大規模な津波災害など広域かつ複合的な災害に対して、国土交通省の総力をあげて対応してきたところであり、北海道開発局においても、その経験を十分に踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の一層の充実を図る。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図る。
- 国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。
- 災害対策基本法第38条において、国土形成計画等の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。このため、防災の観点から、計画間の整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。
- 災害発生時の被害最小化を基本方針として、ソフト対策とハード整備一体となった減災体制の確立を図る。
- 多様な主体の参加による防災体制の強化、広域的応援体制の充実、強化、地域ぐるみでの防災教育の推進への貢献によって、自助・共助・公助バランスの取れた地域防災力の再構築を図る。
- 防災対策は、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造や社会経済情勢の変化に対して十分配慮しつつ推進するものとする。
- 防災対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の一連の体系の中で実施されていくものであり、それぞれの段階における体制の整備に加え、災害予防にあっては災害を未然に防止すること、災害応急対策にあっては、災害発生後の被害の拡大防止を図るための迅速かつ適切な応急対策、災害復旧・復興にあっては災害に強い国づくり・まちづくりを目指した本格的な災害復旧・復興が基本方針となる。
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階において、全局的な総合力、即応力を発揮できるように努める。さらに、防災関係機関、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との緊密な協力体制を確立し最善の対策を執ることににより被害の軽減に繋げるものとする。

- 災害予防については、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にするため、以下の施策を講ずるものとする。
 - ・ 災害に強い国づくり・まちづくりの実現に向け、交通・通信機能の強化については、緊急輸送を確保するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）、港湾・漁港等をはじめとした施設の耐災化と多重性・代替性の確保、救援・復旧活動に資する緊急輸送体制の確立、全国的な輸送活動への影響の極小化が図られるよう努めるものとする。
 - ・ 避難場所、避難路、防災拠点、安全な市街地等の整備及び防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備等を推進するとともに、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い国づくり・まちづくりを推進するものとする。
 - ・ 生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図る。特に緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を緊急に推進する。
 - ・ 近年の高度な交通システムや輸送体系の形成、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加等に配慮しつつ、事故災害の予防のための、安全対策の充実を図るものとする。
 - ・ 災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ効率的に行うため、広域的応援や自治体等への応援・支援などを含む事前の体制整備、災害情報の迅速な収集システムの整備、資機材等の整備充実等を図るものとする。
 - ・ 警戒避難基準、防災マップ等防災に関する情報の整備を図るとともに、地方公共団体、住民に提供するなど、災害から住民の安全を確保するように努めるものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）への情報提供について十分に配慮するとともに、住民等がより容易に理解できるような情報提供に努める。
 - ・ 防災教育、防災訓練等の実施による職員等の資質の向上に努めるとともに、関係事業者に対しても、職員の資質の向上に配慮するよう指導する。
 - ・ 災害の未然防止と災害発生時の避難等に資するため、一般住民等を対象として、防災教育、防災訓練、防災に関する講習会、防災週間や各種の防災関連行事等を通じた防災についての広報活動を行い、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るものとする。その際、職場や自治会等の活用、NPO、ボランティアなど多様な主体との連携、要配慮者や女性の参画を含めた、多くの住民参加が行われるよう留意する。
 - ・ 地域における過去の災害記録や伝承を整理するなど、防災教育のための教材開発を行う。
 - ・ 災害及び防災に関する研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的・技術的向上に努めるものとする。
 - ・ 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。
- 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下を講ずるものとする。
 - ・ 災害発生直後の被害情報の早期把握・伝達体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、各省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、統合災害情報システムを活用して災害情報の共有化・一元化に努めるものとする。
 - ・ 専門技術をもつ人材等を活用し、施設、設備等の緊急点検を行い、これらの被害状況等を把握して、陸・海・空における交通の確保、二次災害の防止、施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するとともに、関係行政機関、関係公共機関、関係事業者、被災者に適切な判断と行動を促す的確な情報を伝達するものとする。

- ・ 災害発生後、速やかな職員の参集により災害の規模に応じた応急対策の推進を図るとともに、円滑な救助・救急、医療・公衆衛生の確保及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給し、さらに地域の産業活動を維持するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送、代替輸送の実施を図るものとする。
- ・ 大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図るとともに、災害応急対策に必要な要員や物資について全国の規模で活用できるよう、広域的な応援・支援体制により、災害応急対策を実施する。
- ・ 大規模な災害に対しては、災害発生直後は人命救助を第一とし、救援救助要員や緊急輸送路の確保等に総力をあげるものとする。引き続き物流の確保、所管施設の復旧、住宅の確保、被災自治体の支援等を強力に進める。
- 災害復旧・復興については、以下の施策を講ずる。
 - ・ 被災地域の災害復旧・復興の基本的方向の早急な決定と、物資・資材の調達計画等を活用した被災施設等の適切かつ速やかな復旧を図るため、事業を計画的に実施し、より安全で快適な環境を目指した国づくり・まちづくりを推進するとともに、復興への的確な貢献に努める。
- 発災時に北海道開発局の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるものとする。なお、策定した業務継続計画については、不断の見直しを行うものとする。その際、計画、マニュアルの定期的な点検、点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映するものとする。
- なお、海外で発生した自然災害であっても我が国の社会、経済活動等に影響を及ぼすことに鑑み、被災国政府から災害対応に関する支援要請があった場合には、本省等の指示のもと、可能な支援を行うものとする。

以上、これらの対策を総合的に講ずることにより、防災対策に万全を期するものとする。また、この計画を実施するに当たっては、防災に携わる国、地方公共団体の行政機関及び公共機関並びにその他の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）と緊密な連携を図る。

第3章 防災に関する組織・体制

第1節 北海道開発局防災会議

- 北海道開発局防災会議は、「北海道開発局防災会議設置規程」（平成7年2月20日北開局整第36号）に基づき、この計画の審議及び実施に関すること、その他防災に関する重要事項の審議に関することについての事務を行うものとする。

第2節 開発建設部防災会議

- 開発建設部の所掌する防災に関する業務を的確かつ円滑に実施するため、開発建設部に開発建設部防災会議を設置する。
- 開発建設部防災会議の組織及び運営に関する事項については、開発建設部長が別に定めるところによる。
- 開発建設部長は、前項の規定により開発建設部防災会議の組織及び運営を定めたとき、又は修正したときは、速やかにこれを局長に報告する。

第3節 災害対策本部等

- 北海道開発局の所掌に係る災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、当該災害に係る災害応急対策を推進するため必要があると認めるときは、本局又は開発建設部に、災害対策本部を設置する。また、必要に応じ、現地対策本部を設置する。
- 北海道開発局や地方整備局等の所管区域に災害が発生し、職員を派遣する等の必要が生じた場合で、必要があると認められるときは、本局又は災害による支障がない開発建設部において応援対策本部を設置することができる。
- 北海道開発局の所管区域に災害が発生し、被害が甚大で北海道開発局のみでは対応が困難と判断した場合、地方整備局等へ応援要請を行うことができる。
- 災害対策本部等に関する必要な事項は、この計画に定めるもののほか、北海道開発局防災対策事務規程（以下「防災対策事務規程」という。）に定めるところによる。

第4節 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等

- 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、北海道開発局に、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣手順及び指揮命令系統については、国土交通省防災会議が別に定めるところによるものとする。
- 農地農業用施設等における大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省防災業務計画（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）に定める被災情報の収集等のため、「農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程」（平成21年5月28日付け21農振第438号農村振興局整備部長通知）に基づき、農林水産省・サポート・アドバンス・チーム（MAFF-SAT）による緊急派遣調査を実施し、農地農業用施設等に係る被災状況の把握、被害の拡大防止、災害復旧計画の策定等を迅速かつ円滑に実施するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

○ 災害はこの計画で取り上げた種類にとどまらず、極めて多種多様である。従って、それらの災害に対する対応の用に供するため、次に多くの災害対策に比較的共通する事項を記述するものである。

第2編 各災害に共通する対策編目次	7
第1章 災害予防	9
第1節 災害対策の推進	9
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	9
第2 主要交通・通信機能強化	9
第3 都市の防災構造化の推進	9
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	10
第5 土砂災害に対する安全性の確保	11
第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	12
第7 盛土等に伴う災害の防止	12
第8 港湾・漁港施設の整備	12
第9 航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化	12
第10 避難場所・避難路の確保・整備	12
第11 防災拠点の確保・整備	12
第12 ライフライン対策の推進	13
第13 要配慮者対策の推進	14
第14 土地改良事業の推進	14
第15 防災に関する広報・情報提供等	14
第2節 危機管理体制の整備	14
第1 情報の収集・連絡体制の整備	14
第2 通信手段等の整備	15
第3 関係機関との連携	16
第4 応急復旧体制等の整備	16
第5 緊急輸送の実施体制の整備	18
第6 二次災害の防止体制の整備	19
第7 後方支援体制の整備	19
第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	19
第4節 防災教育等の実施	19
第1 防災に関する研修等の実施	19
第2 防災知識の普及	19
第3 人材の育成	20
第5節 防災訓練	20
第6節 再発防止対策の実施	21
第2章 災害応急対策	22
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	22
第1 災害情報の収集・連絡	22
第2 通信手段の確保	22
第2節 活動体制の確立	22

第3節	災害発生直後の施設の緊急点検	23
第4節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	23
第5節	災害発生時における応急工事等の実施	24
第6節	災害発生時における交通の確保等	24
第1	道路交通の確保	25
第2	海上交通の確保	25
第3	航空交通の確保	26
第7節	緊急輸送	26
第1	基本方針	26
第2	緊急輸送に対する支援	26
第8節	二次災害の防止対策	26
第9節	ライフライン施設の応急復旧	27
第10節	地方公共団体等への支援	27
第1	情報収集、資機材の提供等	27
第2	避難活動	27
第3	応急仮設住宅の建築支援等	28
第4	飲料水の確保、支援等	28
第5	消防活動への支援	28
第6	その他	28
第11節	被災者・被災事業者に対する措置	28
第1	被災者等への対応	28
第12節	災害発生時における広報	28
第13節	自発的支援への対応	29
第3章	災害復旧・復興	30
第1節	災害復旧・復興の基本方針	30
第2節	災害復旧の実施	30
第1	災害復旧工事の早期着手	30
第2	査定の早期実施	30
第3	災害復旧の推進	31
第4	再度災害の防止	31
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	31
第4節	都市の復興	31
第1	計画的復興への支援	31
第2	復興まちづくりへの支援	32
第3	復興事前準備への支援	32
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	32
第1	公営住宅の整備等	32
第2	危険区域における住宅再建	32
第3	被災者等に対する相談機能の充実	32
第6節	被災事業者等に対する支援措置	33

第1章 災害予防

第1節 災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、国の他の機関、地方公共団体と連携して、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。
- 「自然災害リスクコミュニケーション推進会議及び水災害リスクコミュニケーション推進室の設置に関する訓令」（令和3年国土交通省訓令第17号）に基づき、自然災害リスクコミュニケーション推進会議において、自然災害に関するリスクを題材として、行政機関に加え、民間企業や住民も含むあらゆる主体が、相互理解の下で信頼・実感に基づく役割分担を構築するために複数の主体間で行うコミュニケーション（自然災害リスクコミュニケーション）に関する施策の総合調整や関係部局等との連絡調整等を行い、自然災害リスクコミュニケーションの総合的かつ一体的な推進に係る事務を行うものとする。
- 災害対応力の向上を図り、自然災害による被害を軽減するため、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理し、各機関との役割分担を明確にした防災行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成するものとする。
- また、災害対応のふりかえり（検証）を通じて、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実していくとともに、平時からタイムラインを活用した防災訓練や研修等を実施し、タイムラインの効率的かつ効果的な運用の向上に努めるものとする。

第2 主要交通・通信機能強化

- 主要な道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計、既存施設等の耐震化の推進、液状化対策を推進するとともに、大都市圏環状道路等の整備を含めた交通ネットワークの多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設の間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

第3 都市の防災構造化の推進

- (1) 市民に支えられた防災都市づくり
 - 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。
- (2) 防災都市づくりの計画的推進
 - 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置付けについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」及び立地適正化計画において都市の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」の策定を促進するものとする。
 - 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層の実施等を積極的に支援するものとする。

- 「防災都市づくり計画」及び「防災指針」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。
- (3) 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備
 - 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
 - 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地となる都市公園等の系統のかつ計画的な配置を推進するものとする。
 - 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。
- (4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化
 - 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。
- (5) 安全な市街地の整備等
 - 土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。
- (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等
 - 「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
 - 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。
- (7) 防災上危険な密集市街地の整備
 - 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に促進するものとする。
- (8) 消防活動に資する施設等の整備
 - 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
 - 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸等の整備を推進するものとする。
 - 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。
- (9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策
 - 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道

路ネットワーク機能強化対策を進め、大規模な災害の発生に対しても代替路となる経路の確保に努めるものとする。

- 災害発生時においても、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるよう、地域の拠点間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等の安全性、信頼性を高めるとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図るものとする。
また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。
- 道路施設等の点検を実施し、現況の把握に努めるとともに、必要な防災対策工を計画的に実施する道路防災対策等により、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図るものとする。
- 鉄道事業者及び道路管理者に対し、災害時の管理方法として、関係機関との連絡体制の整備、長時間の通行遮断の解消に向けた手順や情報提供の仕組み等を定めた対処要領の作成、定期的な訓練実施等を義務付ける踏切道を指定し、災害時の確かな管理の促進を図るものとする。

第5 土砂災害に対する安全性の確保

- 土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備等を行うとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、各種センサー等の設置、流木・風倒木流出防止対策等の総合な土砂災害対策を推進するものとする。
- 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、北海道等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発表及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。
- 災害等のおそれのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。
- 大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする大規模土砂災害危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。
- 大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下「土砂災害防止法」という。）第29条に基づく緊急調査、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報の通知及び大規模土砂災害危機管理計画に基づく対応について、迅速かつ効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導する。
- 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

第7 盛土等に伴う災害の防止

- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係省庁、北海道等で緊密に連携を図るものとする。

第8 港湾・漁港施設の整備及び港湾の災害対応力の強化

- 災害発生時に緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ、防災拠点の整備及び適切な管理・運営を促進する。
- 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力の強化に取り組む。
- 災害時の陸路分断等において、“みなと”の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援を行うため、各地域で、船舶を活用した防災訓練の実施などの取組を推進するものとする。

第9 航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化

- 空港の土木施設等の整備に当たっては、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 空港管理者が、災害時における、滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定した空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づき、本省航空局及び東京航空局から要請を受けて当局と協議が整った場合には、空港関係者と連携し、災害時の対応に努める。

第10 避難場所・避難路の確保・整備

- 災害発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道、河川の管理用道路、緊急河川敷道路、砂防事業、港湾事業等により整備されたオープンスペース等の整備を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置付けを促進するものとする。
- 避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進する。

- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導するものとする。
- 災害による停電等により、避難場所として使用される道路施設に支障が生じる場合は、非常用発電設備等の整備を促進するものとする。

第11 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 応急復旧活動拠点、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道路防災ステーション、道の駅等の整備を推進する。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進する。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を促進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を促進するものとする。
- 不特定多数の者が使用する官公庁施設や応急対策上重要な官公庁施設の庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 北海道開発局（以下「本局」という。）、開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、関係機関と協議し、検討する。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本局の施設等については、所管する施設等の効果的な利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討するものとする。
- 本部の機能の一部を失った場合も、災害対策機器による補完などで、現位置を維持することを基本とし、本部を移さざるを得ない場合も早急に復帰する計画とする。
- 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動拠点として機能する住宅街区の形成を推進するものとする。
- 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区の防災活動の拠点となる施設の整備を推進する

ものとする。

- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。
- 地域福利増進事業の制度の普及を図り、地域における所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備を促進するとともに、所有者不明土地の管理不全状態の解消等の取組を推進する。

第 12 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を促進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を促進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。
- 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として使用し得るよう、階段護岸、農業用排水施設等の整備を図るものとする。

第 13 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 14 土地改良事業の推進

- 農業用ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設について、防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、耐震診断・耐震化工事、湛水防止対策等の土地改良施設の整備等を推進する。

第 15 防災に関する広報・情報提供等

- 災害発生時において、適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制並びに施設及び設備の整備を図るとともに、適切な防災情報、災害情報の伝達に努めるものとする。
- 災害発生の際が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を関係機関及び住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 住民等からの問い合わせについての的確な対応ができる体制の整備に努めるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力して地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに施設利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
- 風水害、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等の住民への危険箇所の周知や洪水予報等の情報伝達が適切になされるとともに、浸水想定区域の指定・公表に対応した地域防災計画の見直しが適切に実施されるよう、必要に応じ地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。
- 災害に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による災害を防止するため、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査を実施し、同法第 31 条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知すると

もに住民等に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- 在日外国人・訪日外国人旅行者に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、伝わりやすい表現で多言語化する等の環境の整備を図るものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や、道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家を活用するよう努めるものとする。
- 災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共管理用のマイクロ回線設備及び光ファイバ網設備（以下「専用通信設備」という。）には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保する。また、原則として3日間以上運転できることとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被害情報及び応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総

- 合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図るものとする。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話、移動通信システムによる移動通信系を積極的に活用するものとする。
 - 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
 - 気象観測装置、水位計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備することに努めるほか、雨量、波高、水位等の状況を集集・伝達するオンライン化のための施設及び設備を計画的に整備するものとする。
 - 河川、海岸、砂防及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体等との通信確保に利用できるように必要な措置を行う。
また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
 - 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとするものとする。
 - NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
 - 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図るものとする。
 - 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等について、バックアップを検討するものとする。
 - 非常用電源設備を整備するとともに、その保守・点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置を図るものとする。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- 重要港湾以上の港において「水際・防災対策連絡会議」等により、平時から水際・

防災対策について関係者間の情報共有を図るとともに、非常時に連携して即座に対処するための体制を構築するなど、関係者間の連携強化を図るものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う様な対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの力の発揮が出来るように体制等の整備に努める。
- 発災後の障害物除去による道路・航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ道路・航路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。また、道路・航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- 災害による停電発生時、道路啓開を通じて電力の早期復旧を支援するため、経済産業省と連絡調整を行う。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図るものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設業団体等の担い手の確保・育成を図るため、工期の適正化や施工時期の平準化の推進、建設キャリアアップシステムの普及・活用等の建設産業の働き方改革に取り組むものとする。
- 被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用することに努める。
- 下水道管理者が民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕を行うとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等を行うことができるよう支援する。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等を派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、地方整備局等間の応援や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動に関する応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 必要に応じて派遣された各地方整備局の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣されるときは、代表者から構成される TEC-FORCE 総合司令部を置くものとする。また、本局、各開発建設部及び各地方整備局の緊急災害対策派遣隊員（TEC-FORCE）（総合司令部の隊員を除く）の活動拠点として、TEC-FORCE 受援拠点（現地支援本部）を置くものとする。
 なお、他地方整備局等より派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）隊員に対し、現地で被災状況・調査計画等を具体的に説明・指示できる要員を確保するものとする。
- 本局災害対策本部からの指示事項等を迅速かつ的確に伝達するため、本局庁舎内に TEC-FORCE 総合司令部の整備を推進するものとする。また、本局、各開発建設部及び各地方整備局から派遣された TEC-FORCE 隊員が円滑に活動が実施できるよう本局もしくは開発建設部庁舎、又は近接する施設を活用して、TEC-FORCE 受援拠点（現地支援本部）の整備を推進するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応に当たる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE 活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 防災関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言するものとする。
- 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築する

ものとする。

- 都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画に基づき、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 防災関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
- 各開発建設部、地方公共団体、運送事業者等の関係機関により構成される地域ブロック単位での協議会など多数の機関が参画する場を設置し、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備等について協議し、それらを推進するものとする。輸送拠点として活用する運送事業者等の施設に対して、非常用電源設備・非常用通信設備などの設置に係る支援もあわせて推進する。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 二次災害の発生を防止するため、災害危険箇所を応急的に判定する技術者を育成し、その活用を図るものとする。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努めるものとする。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請するものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討するものとする。

第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進

- 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図るものとする。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力

の向上を図るため、模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行うものとする。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。
- 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 住民や訪問者が、居住地や滞在地の自然災害リスクをまちなか等で認識できるよう、「災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針」に基づき、災害リスク標識の設置及び活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 防災関係機関との連携を強化し、大規模な災害を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集等

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。

- ・ 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、災害情報や交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的の実施するものとする。

- ・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

- ・ 応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

- ・ 複合災害訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

- 訓練後は評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図る。

- さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練を実施に努めるものとする。

- 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握・連絡

- 大規模な災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
- 被災状況、災害応急対策活動状況等の情報に関し、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通信車等の派遣や人工衛星の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意する。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況、大規模河道閉塞の発生状況等を迅速に収集するものとする。
- 災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨本省非常本部等に要請する。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによる。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システムの出動を要請する場合は、その旨を本省非常本部等に報告する。
- 災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇等により調査を行う。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。
- 職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。

- 災害対応に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行うものとする。
- 被災地方整備局等に対して状況に応じ、地方整備局等間応援マニュアルに基づき人的、物的な応援を行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施する。

第3節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 直ちに、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握して、二次災害の発生を防止し、住民の生活確保を図ることを最優先に速やかに応急復旧を行うものとする。
- 所管施設に係る被災情報の収集活動を行う防災エキスパート制度等によりボランティアの活用を図るものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 港湾・漁港施設
 - 災害発生直後に、港湾管理者等と連携しつつ、港湾施設等の緊急点検を実施する等、被害情報の収集に努めるものとする。
- (4) 航空施設
 - 災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港の土木施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。
- (5) 都市施設等
 - 都市公園の点検を実施者である地方公共団体等と連携して被災状況の情報を収集するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
 - 国営滝野すずらん丘陵公園について、施設の緊急点検を実施するとともに、利用者の安全確保に支障がないよう必要な応急復旧活動等の必要な措置を講じる。
 - 公営住宅の管理者である地方公共団体と連携して被災状況の情報を収集するとともに、応急復旧等に必要な支援を行う。
 - 下水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
- (6) 農業施設
 - 災害発生直後に、直轄管理している農業用排水施設の緊急点検を実施する。また、管理委託等を行っている施設の被災状況の把握に努めるものとする。
- (7) 官庁施設
 - 官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁地方支分部局等を通じ施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の

関係業界団体に対し、要請を行うものとする。

- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣するものとする。
- 被災地方公共団体が災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第5節 災害発生時における応急工事等の実施

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。
- 道道又は市町村道について、北海道又は市町村から要請があり、かつ、当該北海道又は市町村における実施体制その他の地域の実情を勘案して、実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲内で、道道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 被災により、北海道及び市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を当該市町村に代わって行うものとする。
- 非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請がとき場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。
- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 被災鉄軌道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する連絡調整会議」等を通じて、鉄軌道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 必要に応じ、他の機関が管理する施設の被災状況を把握し、必要な措置の実施を指導するものとする。

第6節 災害発生時における交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。

第1 道路交通の確保

- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、仮設等の応急復旧や代替路の設定等を行い、道路交通の確保等に努めるものとする。
- 路上の道路啓開について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 道路管理者である北海道及び市町村、臨港道路の管理者である港湾管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 災害による道路の破損、欠壊その他の理由により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ管理する国道について通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 関係業界団体との災害時における災害応急対応業務に関する協定等に基づき、道路啓開、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。
- あわせて、通行止めや通行状況が道路利用者確実に伝わるよう ICT 技術を活用し、道路利用者に対して ETC 2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。
- 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼び掛けや広域う回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

第2 海上交通の確保

- 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者等と協力して、速やかに、被害状況を把握し、必要に応じ、仮設等の応急復旧等を行うものとする。
- 関係業界団体との災害時における災害応急対応業務に関する協定等に基づき、航

路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第3 航空交通の確保

- 災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港の土木施設等の被害状況を早急に調査し、必要に応じ、仮設等の応急復旧を行うものとする。

第7節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定する。

第1 段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2 段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3 段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第8節 二次災害の防止対策

- 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため必要な対策を講ずるものとする。
- 二次災害発生の危険を見極めつつ、必要に応じ、応急対策を行うものとする。
- 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 災害に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による二次災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するものとする。
- 地すべりなどの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うため、職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第9節 ライフライン施設の応急復旧

- 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。
- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとし、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、トイレの確保について支援するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町村等の下水処理場で処分できるよう支援するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第10節 地方公共団体等への支援

- 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、リエゾンの派遣等により当該地方公共団体等との連絡体制を確保した上で、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等との通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必

要な指導・助言等を行うものとする。

- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方公共団体等から要員の派遣の調整等を行うものとする。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないように、北海道等に対し適切な情報の提供を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第5 消防活動への支援

- 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第6 その他

- 大規模災害時に物資等の支援要望に対応するため、必要に応じて災害対策本部に体制を確保できるものとする。

第11節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努めるものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し省内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 公共交通機関が運行を停止するなど、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

第12節 災害発生時における広報

- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供

するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。

- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について、防災関係機関と連携して整備を図るものとする。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 13 節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努めるものとする。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講ずるものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置するものとする。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行うものとする。
- 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 北海道知事又は指定都市の長（以下「北海道知事等」という。）が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は一級河川若しくは二級河川以外の河川で市町村長が指定し、管理を行うもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、北海道知事等又は市町村長から要請があり、かつ北海道又は当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を北海道知事等又は当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で北海道知事又は当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 災害が発生した場合において、北海道知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、北海道知事等又は市町村長から要請があり、かつ北海道等又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を北海道知事等又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、北海道知事等又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 道道又は市町村道について、北海道又は市町村から要請があり、かつ当該北海道又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、道道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において

被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

- 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、土地改良施設、下水道、公園、空港、住宅、宅地等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 所管公共土木施設の被災により生じたがれきや宅地に堆積した土砂の処理に当たっては、関係機関が緊密に連携し、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- 災害に伴い発生したがれき等の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努めるものとする。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入れにも可能な限り協力を行うものとする。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請するものとする。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請するものとする。

第4 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。
- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとするものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援するものとする。
- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資

するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行うものとする。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援するものとする。

第3 復興事前準備への支援

- 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニング、復興まちづくりの目標と実施方針の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行う。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第2 危険区域における住宅再建

- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為制限の適切な実施並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく建築物の構造の規制、移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。
- 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第3 被災者等に対する相談機能の充実

- 被災地方公共団体等と連携して、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。
- 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

- 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。
- 被災市町村が、住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違い等を被災者に説明するに当たって、その活動の支援に努めるものとする。

第6節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供するものとする。

第3編 地震災害対策編

第3編 地震災害対策編目次	34
第1章 災害予防	38
第1節 震災対策の推進	38
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	38
第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保等	38
第3 主要交通・通信機能強化	38
第4 都市の防災構造化の推進	38
第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	40
第6 河川整備等の推進	40
第7 土砂災害に対する安全性の確保	41
第8 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	41
第9 盛土等に伴う災害の防止	42
第10 港湾・漁港施設の整備	42
第11 航空施設の整備	42
第12 避難地・避難路の確保・整備	43
第13 防災拠点の確保・整備	43
第14 ライフライン対策の推進	44
第15 災害時要援護者対策の推進	44
第16 土地改良事業の推進	44
第17 防災に関する広報・情報提供等	44
第2節 危機管理体制の整備	45
第1 情報の収集・連絡体制の整備	45
第2 通信手段等の整備	46
第3 関係機関との連携	47
第4 応急復旧体制等の整備	47
第5 緊急輸送の実施体制の整備	49
第6 二次災害の防止体制の整備	49
第7 後方支援体制の整備	49
第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	49
第4節 防災教育等の実施	49
第1 防災に関する研修等の実施	49
第2 防災知識の普及	50
第3 人材の育成	50
第5節 防災訓練	50
第6節 再発防止対策の実施	51
第2章 災害応急対策	52
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	52
第1 災害情報の収集・連絡	52
第2 通信手段の確保	52
第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集	52
第3節 活動体制の確立	53

第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	53
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	54
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	54
第7節	災害発生時における交通の確保等	54
第1節	道路交通の確保	55
第2節	海上交通の確保	55
第3節	航空交通の確保	55
第8節	緊急輸送	55
第1節	基本方針	55
第2節	緊急輸送に対する支援	56
第9節	二次災害の防止対策	56
第10節	ライフライン施設の応急復旧	57
第11節	地方公共団体等への支援	57
第1節	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	57
第2節	避難活動	57
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	58
第4節	飲料水の確保、支援等	58
第5節	消防活動への支援	58
第6節	被災建築物応急危険度判定支援（管内派遣・広域派遣）	58
第12節	被災者・被災事業者に対する措置	58
第1節	被災者等への対応	58
第13節	災害発生時における広報	59
第14節	自発的支援への対応	59
第3章	災害復旧・復興	60
第1節	災害復旧・復興の基本方針	60
第2節	災害復旧の実施	60
第1節	災害復旧工事の早期着手	60
第2節	査定の早期実施	60
第3節	災害復旧の推進	60
第4節	再度災害の防止	61
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	61
第4節	都市と地域の復興	61
第1節	計画的復興への支援	61
第2節	復興まちづくりへの支援	61
第3節	地域の復興への支援	61
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	61
第1節	公営住宅の整備等	61
第2節	危険区域における住宅再建	62
第6節	被災事業者等に対する支援措置	62
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	63
第1節	初動体制の立ち上げ	63
第1節	活動可能な体制の構築	63
第2節	被災状況等の把握	63
第1節	北海道からの TEC-FORCE 派遣	63

第3節	被害の拡大防止・軽減	64
第1節	被災建築物等応急危険度判定活動	64
第2節	災害対策用機械の大規模派遣	64
第4節	被災した地方公共団体支援	64
第1節	リエゾンの派遣	64
第2節	情報通信機材等の派遣	65
第5章	首都直下地震対策計画	66
第1節	首都中枢機能の継	66
第1節	活動可能な体制の構築	66
第2節	被災状況等の把握	66
第1節	北海道からの TEC-FORCE 派遣	66
第3節	被害の拡大防止・軽減	67
第1節	被災建築物等応急危険度判定活動	67
第2節	災害対策用機械の大規模派遣	67
第4節	被災した地方公共団体支援	67
第1節	リエゾンの派遣	67
第2節	情報通信機材等の派遣の大規模派遣	68
第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	69
第1節	初動体制の立ち上げ	70
第1節	活動可能な体制の構築	70
第2節	応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し	71
第3節	後発地震への注意を促す情報への対応	71
第2節	避難支援（住民等の安全確保）	71
第1節	建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	71
第2節	水門等の確実な操作等	72
第3節	避難者の受け入れ	73
第3節	被災状況等の把握	73
第1節	ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	73
第2節	北海道からの TEC-FORCE 派遣	74
第3節	住民や事業者等からの情報収集	74
第4節	被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有	75
第4節	被災者の救命・救助	75
第1節	沿岸域における被災者の捜索・救助活動	75
第2節	状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	75
第3節	陸海空の総合啓開	76
第4節	救命・救助活動の支援	77
第5節	孤立集落等への対応支援	78
第5節	被害の拡大防止・軽減	78
第1節	複合災害への対応	78
第2節	コンビナート火災・油流出等への対応	79
第3節	優先順位に基づく施設の応急復旧	79
第4節	非常災害時における国による港湾管理等	79
第5節	被災建築物等応急危険度判定活動	80
第6節	災害対策用機械の大規模派遣	80

第 6 節	被災した地方公共団体支援	80
第 1	リエゾンの派遣	80
第 2	情報通信機材等の派遣	81
第 7 節	被災者・避難者の生活支援	81
第 1	避難者に必要な物資の広域輸送	81
第 2	避難場所の拡大	82
第 3	被災者向け住宅等の供給体制の整備	82
第 8 節	施設等の復旧、被災地域の復興	82
第 1	施設等の復旧	82
第 2	迅速な復旧に向けた取組	83
第 3	迅速な復興に向けた支援	83
第 4	担い手の確保・育成	83
第 9 節	強い揺れ・長周期地震動への備え	84
第 1	住宅、建築物、宅地の耐震化等	84
第 2	公共施設の耐震化等	84
第 3	火災対策	85
第 4	土砂災害対策	85
第 5	雪崩対策	85
第 6	漁業施設、農業施設対策	85
第 10 節	巨大な津波への備え	85
第 1	避難路・避難場所の確保等	85
第 2	津波防災地域づくりの推進	86
第 3	津波浸水を軽減させる施設の整備等	87
第 4	津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	87
第 5	被災想定地域における土地境界の明確化の推進	88
第 11 節	防災力強化に向けた日頃の備え	88
第 1	防災訓練	88
第 2	防災教育の推進	88
第 3	防災広報の充実・強化	89

第1章 災害予防

第1節 震災対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、港湾、漁港、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業、土地改良事業、都市の防災対策事業及び道路・港湾・漁港・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保等

- 既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。また、官庁施設については、法令等に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、関係機関に対して必要な措置を助言するものとする。
- 土木構造物、官庁施設等の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は、次に掲げるものとする。
 - ・ 構造物、施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1から2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高いレベルの地震動をもとに考慮の対象とするものとする。
 - ・ この場合、構造物、施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
 - ・ さらに構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能障害が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれのあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- 耐震性の確保に当たっては、所管施設に関する設計指針等により適切な震度設計を行うとともに、上記の主旨を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 不特定多数の者が使用する官公庁施設や応急対策上重要な官公庁施設の新営に当たっては、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- 既存官公庁建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を実施する。
- 官公庁建築物の落下物対策を講ずるとともに、ブロック塀等の安全化を図るものとする。
- 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の実施に努めるほか、大規模開発に当たって関係機関と十分な連絡・調整を図るものとする。

第3 主要交通・通信機能強化

- 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐震対策、ネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。
- 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、防災関係機関等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第4 都市の防災構造化の推進

- (1) 市民に支えられた防災都市づくり
 - 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、市民の防災意識の醸成やその

主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援を促進するものとする。

(2) 防災都市づくりの計画的推進

- 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置付けについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難地、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。
- 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。
- 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3) 避難路、避難場所、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

- 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
- 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統のかつ計画的な配置を促進するものとする。
- 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を促進するものとする。

(4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化

- 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5) 安全な市街地の整備等

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を促進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

- 「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、吸収源対策公園緑地事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を促進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を推進するものとする。
- 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(7) 防災上危険な密集市街地の整備

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)を踏まえ、老朽木造建築物の除却、建替えの促進、防災機能の確保を図る地区計画の導入、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合支援整備事業等の既存の面

的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐震診断、耐震改修を促進するものとする。

- (8) 消防活動に資する施設等の整備
 - 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
 - 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。
- (9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策
 - 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な震災に対しても代替路となる経路を確保するものとする。
- 大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるよう、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等の安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。
- 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の点検を実施し、現況の把握に努めるとともに、必要な防災対策工を計画的に実施するものとする。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずる。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、道路法に位置付けられる法定協議会等により、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるようロッキング橋脚の解消や支承部の補強など重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。

第6 河川整備等の推進

- 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。
- 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。
- 地震により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の地震被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。
- 緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路等の整備を推進する。

第7 土砂災害に対する安全性の確保

- 地震による土砂災害の発生を防止するために、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置、流木・風倒木流出防止対策を含め総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう北海道等に指導・助言するものとする。
- 地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報の通知及び大規模土砂災害危機管理計画に基づく対応について、迅速かつ効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
- 地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする大規模土砂災害危機管理計画を、あらかじめ策定する。また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
- 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制及び警報等の伝達体制の整備を図るほか、必要に応じて北海道等に対し警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。
- 災害等のおそれのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。
- 大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、重要交通網や避難路、緊急輸送道路を寸断するなど社会的に重大な影響が生じるおそれがあり、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、砂防設備等の整備を進め土砂災害に対する安全性を向上させるものとする。
- 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。
- 地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定する。また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第8 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、落下物対策、ブロック塀等の安全対策、エレベーターの閉じ込め対策、天井落下防止対策、窓ガラス落下防止対策等を図るものとする。また、既存の超高層建築物の長周期地震動対策としての診断・改修の推進等を図るものとする。
- 大地震の発生時に防災拠点等となる建築物の機能継続を図るために必要な事項について、広く周知を行うものとする。
- 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平

成 7 年法律第 123 号) に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、地方公共団体が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、講習会の開催等を推進するものとするものとする。

- 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、耐震診断・耐震改修を促進するものとするものとする。
- 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法について、必要に応じて住宅金融支援機構に要請するものとする。

第 9 盛土等に伴う災害の防止

- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係省庁、北海道等で緊密に連携を図るものとする。
- 既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。
- 大地震時等における宅地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関する調査及び滑動崩落防止工事の実施を促進するものとする。

第 10 港湾・漁港施設の整備

- 所管施設の設置に当たっては、必要に応じ、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策の実施に努めるものとする。
- 大規模な震災時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。
- 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貨輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、コンテナを取り扱うターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐震化・免震化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。
- 災害時に特に船舶の交通を確保する必要がある航路に沿った、民間事業者が所有する護岸等の耐震改修に対して、災害時における緊急物資等の輸送の確保及びサプライチェーンの強化を推進するという観点から、民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を支援するものとする。

第 11 航空施設の整備

- 既存の土木施設については、旧設計基準により建設された施設や老朽化等により初期の耐震性能が損なわれている施設がある。これらの施設については、少なくとも現行の設計基準が求める耐震性能を持つように補強するとともに、地震発生時において空港に求められる機能や役割を踏まえ、基本施設の液状化対策等耐震性の向上を推進する。

- 一般的な地震動はもとより、高レベルの地震動に際しても、安全かつ円滑な航空交通の確保に努める。

第 12 避難場所・避難路の確保・整備

- 災害発生時の避難地、避難路に配慮した道路、緑道等の整備を推進するほか、地下道・地下駐車場の活用、河川・海岸の管理用道路の活用や、緊急用河川敷道路、砂防事業、港湾事業等により整備されたオープンスペースが活用されるよう整備を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置付けを促進するものとする。
- 災害発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するものとするほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。
- 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう助言する。

第 13 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を土地区画整理事業等により促進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE 活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。
- 道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を促進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を促進するものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的

に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を促進するものとする。

- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を促進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を促進するものとする。
- 庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として行うよう配慮するものとする。
- 北海道開発局（以下「本局」という。）、開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、関係機関と協議し、検討する。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本局の施設等については、所管する施設等の効果的な利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- 既存市街地において、住宅市街地総合整備支援事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動拠点として機能する住宅街区の形成を推進するものとする。
- 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区の防災活動拠点となる施設の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 14 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を促進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を促進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道 BCP の策定を促進する。
- 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。

第 15 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 16 土地改良事業の推進

- 農業用ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設について、防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、耐震診断・耐震化工事等の土地改良施設の整備等を推進する。

第 17 防災に関する広報・情報提供等

- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

- 被害を及ぼす可能性のある道路災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力して住民等に対し速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
- 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図るものとする。
- 地震により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体にに対し指導・助言を行うものとする。
- 地震に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施し、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 災害発生時の情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図る。
- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努める。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や、道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員（以下「非常参集者」という。）をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努める。
- 非常参集等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害発生時における迅速かつ適切な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備する。
- 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員が、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本局等の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備を設置する

とともに、原則として3日間以上運転できる燃料を備蓄し、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行う。また、無線設備や非常用電源設備の保守・点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

- 地震計、波高計等の観測機器の整備に努めるほか、地震動、津波等の情報を総合的に収集処理、配信する地震防災システムの整備を図るものとする。
- 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話、移動通信システムを積極的に活用する。
- 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- 災害現地の情報収集を行うため、地震計、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
- 気象観測装置、水位計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備することに努めるほか、雨量、波高、水位等の状況を収集・伝達するオンライン化のための施設及び設備を計画的に整備するものとする。
- 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
- 道路標識、道路情報板等の道路の附属物について耐震性の確保を図る。なお、道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。
- 河川、海岸、砂防、道路、港湾における公共施設管理の高度化、効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイ

バ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるような必要な措置を行うものとする。

また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

- 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報掲示板、道路情報表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図る。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を有効的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図るものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- 複数の港湾が近接する地域などにおいては、大規模地震等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の広域連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図る。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。

- 発災後の障害物除去による道路・航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ道路・航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路・航路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における地方整備局等間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画等を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応に当たる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE 活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めた TEC-FORCE 活動計画を作成する。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 地震に伴う大規模河道閉塞の発生が予想される場合、迅速に大規模河道閉塞の状況を確認できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備する。また、地震に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、迅速に土砂災害防止法第 2 9 条に基づく緊急調査を実施できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備するものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努める。
- 所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 防災関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。
- 都市再生緊急整備地域（札幌市）の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 防災関係機関と協議の上、震災に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設について、特に耐震性の確保に配慮する。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 余震による建築物等の倒壊に関して住民の安全性を確保するとともに、被災地の早急な復旧に資するために建築技術者等の派遣等により、市町村による被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう、支援するものとする。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 地震等により被災した場合でも業務が継続できるよう、庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、地震等により運転に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずる。
- 食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- 食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 地震災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術、地震予知技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図る。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動まで意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われる

よう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮する。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 防災週間等の各種行事等を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画する。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 緊急地震速報の周知及び利活用推進等、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）については、TEC-FORCE 活動計画等に基づき訓練を行う。
- 訓練を行うに当たっては、被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施する。
 - ・ 非常参集等
緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練、一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。
なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に、伝達す

る訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取り扱い、機器操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。

- ・ 災害対策本部等の設置運営
迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
- ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- ・ 複合災害対策
様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 地震が発生した場合、地震情報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 地震情報等の把握、連絡

- 地震が発生した場合、まず気象官署より地震情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報、地震計からの情報等により、地震の規模、範囲等について確認するとともに、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
- 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員は、地震による周辺の被害状況をできる限り速やかに本局又は開発建設部の防災担当職員に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに関係機関に連絡を行い、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被災状況、災害応急対策活動状況等の情報に関し、必要に応じその他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- 地震に伴う大規模河道閉塞が発生した場合、若しくは発生が予想される場合、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、大規模河道閉塞の発生状況等の情報を迅速に収集し、相互に連絡するものとする。

(3) ダム、堰、水門等の管理

- 地震が発生した場合には、国が管理するダム、堰、水門等について、次の措置を講ずる。
 - ・ 関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換する。
 - ・ 洪水、高潮の発生が予想される場合には、所管するダム、堰、水門等の適切な操作を行う。この場合において、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び関係警察署に通知するとともに、一般住民等に周知させる。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
- 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。

- 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合は、防災関係機関が収集した情報の提供について、必要に応じ要請する。
- 地方整備局等の衛星通信システム及び災害対策用機械の出動を要請する場合には、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。
- 震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇等により調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置する。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を執る。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方整備局に対して人的、物的な応援を行なう必要がある場合には、地方整備局等間応援マニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 地震発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 地震発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 港湾・漁港施設
 - 第2編第2章第3節（3）「港湾・漁港施設」に統合
- (4) 航空施設
 - 地震発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港の土木施設の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。
- (5) 都市施設等
 - 都市公園の点検を実施者である地方公共団体等と連携して被災状況の情報を収集するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
 - 国営滝野すずらん丘陵公園について、施設の緊急点検を実施するとともに、利用者

の安全確保に支障がないよう必要な応急復旧活動等の必要な措置を講じる。

- 公営住宅の管理者である地方自治体と連携して被災状況の情報を収集するとともに、応急復旧等に必要な支援を行う。
- 下水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(6) 農業施設

- 地震発生直後に、直轄管理している農業用排水施設の緊急点検を実施する。また、管理委託等を行っている施設の被災状況の把握に努めるものとする。

(7) 官庁施設

- 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
- 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁地方支分部局等を通じ施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣する。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急工事等の実施

- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第7節 災害発生時における交通の確保

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。

第1 道路交通の確保

- 道路施設について、自動車等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 地震による道路の破損、欠壊その他の理由により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に緊密な連絡を行う。
- 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第2 海上交通の確保

- 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者等と連携を図りつつ、港湾施設等の被害状況を把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧等を行う。
- 関係業界団体との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第3 航空交通の確保

- 災害発生時において本省航空局及び東京航空局から要請を受けて当局と協議が整った場合には、緊急輸送等を確保するため、空港土木施設の被害状況を早急に調査し、必要に応じ、仮設等の応急復旧を行う。

第8節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定する。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第9節 二次災害の防止対策

- 余震あるいは災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ、応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 地震によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設、沿岸道路等の点検を実施するとともに、必要に応じて、応急工事や適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 浸水被害が発生した場合、その被害を軽減するため、必要に応じ、排水対策を実施する。
- 被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大を食い止めるため、施設の応急復旧を行う。
- 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。
- 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 地震に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による二次災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するものとする。
- 余震による建築物等の倒壊に関して、住民の安全の確保や被災地の早急な復旧に資するために建築技術者等の派遣等により、市町村による被災建築物応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう、支援するものとする。
- 被災した擁壁、のり面等の崩壊等による二次災害発生の危険性のある宅地について、被災宅地危険度判定士を活用し調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう、支援するものとする。
- 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、施設管理者である地方公共団体等と連携し主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずる

ための支援を行うものとする。

- ダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。
- 地震に伴う地盤沈下により河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設の機能が低下し、高潮、波浪、潮位の変化及び出水によって浸水のおそれが高まっている場合又は浸水被害が発生している場合には、必要に応じて、排水ポンプ車等による排水、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 地震によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行う。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行う。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家の派遣を行うものとする。
- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。
- 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行う。被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。
- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないように、北海道等に対し適切な助言を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第5 消防活動への支援

- 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第6 被災建築物応急危険度判定支援（管内派遣・広域派遣）

- 地震発生後の被災建築物応急危険度判定は、余震等による二次災害防止のため、被災後可及的速やかに行う必要がある。基本的には、被災市町村が応急危険度判定実施本部を設置して地元判定士の協力を得て対応することになるが、被災規模が大きい場合（管内派遣又は広域派遣として当局職員が派遣される場合を想定）は、市町村の要請を受けて、北海道建設部建築指導課に設置される支援本部と本省住宅局建築指導課に設置される全国支援本部とが調整等を行うことになる。この場合、本省からの要請により、判定士、資機材等の手配・調整等の任に当たるとともに、局内の建築技術職員を判定士又は補助員として現地に派遣することに関する調整等を行う。

第12節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 北海道開発局の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処する。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

第 13 節 災害発生時における広報

- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図るものとする。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。
- 広報に当たっては、外国人観光客の減少防止など、風評被害の防止にも努めるものとする。

第 14 節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、支援措置を講じる。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部を設置するものとする。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定が円滑かつ迅速に実行されるよう、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、土地改良施設、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- がれき、土砂等の災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入れにも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。
- 陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用した広域的な処理を促進する。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係機関に適切な交通規制の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。
- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 都市と地域の復興

第1 計画的復興への支援

- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援する。
- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援するものとする。

第3 地域の復興への支援

- 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、

その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第 2 危険区域における住宅再建

- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地震に伴う地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく行為制限の適切な実施並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく建築物の構造の規制、移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第 3 被災者等に対する相談機能の充実

- 被災市町村が、住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違い等を被災者に説明するにあたって、その活動の支援に努めるものとする。

第 6 節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震及び平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後からおおむね7日～10日目までの間を中心に、北海道開発局として緊急的に実施すべき主要な応急活動及び当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。

第1節 初動体制の立ち上げ

第1 活動可能な体制の構築

- 強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、他地整においては庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。
そのため、北海道開発局は、他地整の厳しい被害状況を想定しながら、派遣応援にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、応援計画を策定しておくとともに、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて、実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応援活動に全力を尽くす。

<平時から準備しておくべき事項>

- TEC-FORCE やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の北海道開発局は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。

第2節 被災状況等の把握

第1 北海道からの TEC-FORCE 派遣

- 「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後、北海道開発局から、迅速かつ的確に TEC-FORCE を派遣し、応急対策活動を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後からおおむね7日～10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、北海道開発局において、次の内容等を定めた「TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）」を策定し、関係機関で共有する。
 - 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、北海道開発局から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - 派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定
- ・ TEC-FORCE が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。
- ・ 応急対策活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
- ・ 災害対応に当たる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の

実施、ICT や IoT の活用等により、TEC-FORCE の災害対応力向上を図る。

- ・ TEC-FORCE 隊員を支援できる民間人材の確保や TEC-FORCE の活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。
- ・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、関係する防災機関と DiMAPS を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。

第3節 被害の拡大防止・軽減

第1 被災建築物等応急危険度判定活動

- 「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、北海道開発局は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

第2 災害対策用機械の大規模派遣

- 「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後、北海道開発局から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械等の派遣等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 北海道開発局が所有する災害対策用機械等の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械等の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第4節 被災した地方公共団体支援

第1 リエゾンの派遣

- 南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、北海道開発局は、被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 北海道開発局からのリエゾンの派遣に当たっては、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあ

らかじめ整えておく。

- ・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第2 情報通信機材等の派遣

- 「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活計画（国土交通省）」、「南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画（派遣計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後速やかに、北海道開発局は、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

< 平時から準備しておくべき事項 >

- ・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や災害対策資材の派遣について計画を策定する。

第5章 首都直下地震対策計画

- 地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震及び平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後からおおむね7日～10日目までの間を中心に、北海道開発局として緊急的に実施すべき主要な応急活動及び当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。

第1節 首都中枢機能の継続

第1 活動可能な体制の構築

- 東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸部では最大10m程度の津波が発生する場合も想定され、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。
そのため、北海道開発局は、他地整の厳しい被害状況を想定しながら、派遣応援にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応援活動に全力を尽くす。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ TEC-FORCE やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、北海道開発局は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。

第2節 被災状況等の把握

第1 北海道からの TEC-FORCE 派遣

- 「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（応援計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後、北海道開発局から迅速かつ的確に TEC-FORCE を派遣、応急対策活動を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後からおおむね7日～10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、次の内容等を定めた「TEC-FORCE 活動計画」を策定し、関係機関で共有する。
 - 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - 派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定
- ・ TEC-FORCE が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。
- ・ 応急対策活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
- ・ 災害対応に当たる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ICT や IoT の活用等により、TEC-FORCE の災害対応力向上を図る。

- ・ TEC-FORCE 隊員を支援できる民間人材の確保や TEC-FORCE の活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 関係機関と DiMAPS を共有するとともに、訓練等を通じて実際においても十分活用できるようにする。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第3節 被害の拡大防止・軽減

第1 被災建築物等応急危険度判定活動

- 「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（応援計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、北海道開発局は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整等を迅速に実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

第2 災害対策用機械の大規模派遣

- 「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（応援計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後、北海道開発局から迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 北海道開発局が所有する災害対策用機械等の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械等の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第4節 被災した地方公共団体支援

第1 リエゾンの派遣

- 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などの多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、北海道開発局は、被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 北海道開発局からのリエゾンの派遣に当たっては、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（応援計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ事前計画を策定しておく。

第2 情報通信機材等の派遣

- 「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（国土交通省）」、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画（応援計画）（案）（北海道開発局）」に基づき、発災後速やかに、北海道開発局は、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等から要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や災害対策資材の派遣について計画を策定する。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- 本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年4月2日法律第27号(令和4年5月20日法律45号一部改正)以下「日本海溝特措法」という。)、 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(令和4年9月30日)及び国土交通省「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」(令和4年11月29日)に基づき、北海道開発局の地震防災対策等について定めるものである。

なお、当該計画の中で地方公共団体等が実施する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策等についても積極的な技術的助言等の支援を行うものとする。

- 日本海溝特措法第三条に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下、「推進地域」という。)は、以下のとおりである。

振興局名	市町村数	市町村名
根室	5	根室市、別海町、標津町、中標津町、羅臼町
釧路	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標茶町、弟子屈町、鶴居村
十勝	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、大樹町、広尾町、豊頃町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
日高	7	日高町、平取町、新冠村、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
胆振	10	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、厚真町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、豊浦町
渡島	10	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、
オホーツク	2	網走市、雄武町
宗谷	1	枝幸町

(令和4年10月3日 内閣府告示第99号)

- 推進地域のうち、日本海溝特措法第九条に基づき指定された北海道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域(以下、「特別強化地域」という。)は、以下のとおりである。

振興局名	市町村数	市町村名
根室	4	根室市、別海町、標津町、羅臼町
釧路	5	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町
十勝	5	大樹町、広尾町、豊頃町、幕別町、浦幌町
日高	6	日高町、新冠村、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
胆振	9	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、厚真町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、豊浦町
渡島	10	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、

(令和4年10月3日 内閣府告示第99号)

- 第1節から第8節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、北海道開発局として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。
- 第9節から第11節では、巨大地震による強い揺れ・長周期地震動・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、北海道開発局の取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第1節 初動体制の立ち上げ

第 1 活動可能な体制の構築

- 強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。

そのため、北海道開発局は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

- また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。
- 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- 発災直後から概ね7日目までの間、北海道開発局が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。
- 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。
- T E C - F O R C E やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本局及び各開発建設部は物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。
- 北海道開発局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。
- 確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。
- 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。

第 2 応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被災への対応は、北海道開発局の現有する活動能力を大きく上回る可能性が高い。
そのため、北海道開発局は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。
- 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。

第 3 後発地震への注意を促す情報への対応

- 後発地震への注意を促す情報が発信された際の北海道開発局の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

第2 節 避難支援（住民等の安全確保）

第 1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

- 地震発生直後、震度 6 弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約 1 2 0 棟、千島海溝沿いの巨大地震では約 6, 2 0 0 棟が全壊する。
 - ー老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊する。
 - ービルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生する。
- 積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約 3 0 棟、千島海溝沿いの巨大地震では約 5 1 0 棟が焼失する。そのため、北海道開発局では、住宅・建築物の耐震化や不燃化といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。
- また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。
そのため、北海道開発局では崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。

- 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。
- 延焼被害軽減対策として、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
- 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。
- 特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。
- 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
- 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた技術的な支援等を行う。
- ICT等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- 北海道による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、地域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。
- 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。
- 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- 日本海溝・千島海溝沿いの地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備を支援する。
- 巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。特に、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。

第 2 水門等の確実な操作等

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また

浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、北海道開発局は所管する水門等の確実な操作等を行う。

- 特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第 3 避難者の受け入れ

- 特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人々が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。

そのため、北海道開発局は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

また、道の駅、避難場所として位置付けられた公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。

- さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。

第3節 被災状況等の把握

第 1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。

そのため、北海道開発局は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリ等を活用した緊急調査を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 迅速な施設点検を行うため、車両の計画的な取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。
- 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。
 - 緊急調査の総合調整（結果の集約等を含む）の実施主体
 - 甚大な被害（浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等）が想定される地域
 - 最優先で調査すべき重要な施設等
 - ヘリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント
 - 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備（機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等）

- 関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有
- 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。
- S A R 観測技術やレーザ測量技術、I T 技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。
- 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にC C T V等の増設を進める。北海道開発局に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。

第 2 T E C - F O R C E 派遣

- 北海道から東北地方・関東地方にかけての広い範囲にわたり大きな被害が想定されるため、あらかじめT E C - F O R C E 活動計画を策定し、迅速な派遣に備える。

<平時から準備しておくべき事項>

- 発災直後から概ね7日～10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、北海道開発局において、次の内容等を定めた「T E C - F O R C E 活動計画」を策定し、関係機関で共有する。
 - 応急対策活動を迅速的確に実施できるよう、北海道開発局の隊員数や全国の地方整備局等から派遣される隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - 派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定
- T E C - F O R C E が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。
- 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
- 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、I C T や I O T の活用等により、T E C - F O R C E の災害対応力向上を図る。
- T E C - F O R C E 隊員を支援できる民間人材の確保やT E C - F O R C E の活動をマネジメントする機能の強化など、T E C - F O R C E の体制・機能の拡充・強化に努める。
- 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第 3 住民や事業者等からの情報収集

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震は広範囲に被災が及び、北海道開発局が現有

する情報収集機能が十分発揮されないことも想定されるため、北海道開発局は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
- 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するためのシステムを開発・導入する。

第 4 被災情報等の統合災害情報システム（D i M A P S）への集約と共有

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、北海道開発局は、「統合災害情報システム（D i M A P S）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、D i M A P S等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを利用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるD i M A P Sを平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。
- 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前にD i M A P Sに集約する。
- 関係する防災機関とD i M A P Sを共有するとともに、訓練等を通して実際ににおいても十分活用できるようにする。

第4節 被災者の救命・救助

第 1 沿岸域における被災者の搜索・救助活動

- 沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定される。
- また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。
そのため、北海道開発局は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、搜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。
- 東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇の整備を進める。

第 2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積

雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。

そのため、北海道開発局は、プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 官民の保有するプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。
- 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。
- 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。
- 緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。
- 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。
- 緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。
- 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。
- ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。
- 南海トラフ地震及び首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。
- 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。

第 3 陸海空の総合啓開

- 発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。

そのため、北海道開発局は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。
 - 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定
 - 想定される広域的な救援等の種類と規模
 - 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（DMAT等）・輸送

の拠点、発電所等ライフライン重要拠点(なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、S A・P A、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)

- 代替機能を有する施設（臨港道路等を含む）
- 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案）
- 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定
- 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応
- 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備
- 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。
- 特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- 支援物資や支援部隊等の輸送を行う海上輸送拠点となる港湾については、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けないように施設の耐震化及び津波対策を推進する。
- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第4 救命・救助活動の支援

- 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。
そのため、北海道開発局は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。
- 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。
そのため、北海道開発局は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 二次被害の発生予測に資するため、被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム（D i M A P S）の活用を進める。

- 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の確立や都市公園の整備の支援を進める。
- 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第 5 孤立集落等への対応支援

- 北海道開発局は緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

<平時から準備しておくべき事項>

- 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。

第5 節 被害の拡大防止・軽減

第 1 複合災害への対応

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。
そのため、北海道開発局は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルート整備や仮排水路の設置を実施する。
- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ T E C - F O R C E 隊員を集中的に派遣する。
- また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。
そのため、北海道開発局では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所について、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。
- 海拔ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。
そのため、北海道開発局は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
- 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。
- 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、訓練等を実施する。
- 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整

備及び訓練・研修を実施する。

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される海拔ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。
- 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
- 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画（タイムライン）の活用についても検討を進める。

第 2 コンビナート火災・油流出等への対応

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、沿岸部に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に伴う火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

<平時から準備しておくべき事項>

- 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。
- 民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
- 石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第 3 優先順位に基づく施設の応急復旧

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道開発局が所管する施設等で広範囲にわたり甚大な被災が発生すると想定される。

そのため、北海道開発局は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の整備・充実を進める。
- 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等については、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けず、簡易な補修で一定の機能を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。
- 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。

第 4 非常災害時における港湾の管理等

- 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。

そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には迅速に航路啓開作業を実施する。

- 平成 28 年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整

等に支障が生じた。

そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第 5 被災建築物等応急危険度判定活動

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。
そのため、北海道開発局は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
- 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第 6 災害対策用機械の大規模派遣

- 発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車等）の出動が想定される。
そのため、北海道開発局は、あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 北海道開発局が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第6 節 被災した地方公共団体支援

第 1 リエゾンの派遣

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広域にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。
そのため、北海道開発局は、全道的な組織を最大限活用し、被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- リエゾンの派遣にあたっては、あらかじめTEC－FORCE活動計画を策定し、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- 事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。
- また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。
- 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第 2 情報通信機材等の派遣

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、あらかじめTEC－FORCE活動計画を策定し、発災後速やかに、北海道開発局から衛星通信車、Ku－SAT、i－RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第7 節 被災者・避難者の生活支援

第 1 避難者に必要な物資の広域輸送

- 日本海溝沿いの巨大地震では、約23.6万人、千島海溝沿いの巨大地震では約11.7万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。
- 北海道開発局は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- 基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、環状道路等の整備を推進する。
- 防災体制を強化するため道の駅等の防災拠点化を推進する。
- 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要

物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

第 2 避難場所の拡大

- 日本海溝沿いの巨大地震では、約 23.6 万人、千島海溝沿いの巨大地震では約 11.7 万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。そのため、北海道開発局は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都市公園の整備を支援する。
- 避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。

第 3 被災者向け住宅等の供給体制の整備

- 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、北海道開発局は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型応急仮設住宅」公的賃貸住宅(公営住宅、UR 賃貸住宅等)等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と北海道との間の災害協定締結を支援する。
- 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第8 節 施設等の復旧、被災地域の復興

第 1 施設等の復旧

- 地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。

こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- 関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。
- 燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。
- 復旧活動を迅速に進めるため、広域支援体制等を構築しておく。

- サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。
- 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

第 2 迅速な復旧に向けた取組

- 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。
- TEC-FORCE 隊員を支援できる民間人材の確保や TEC-FORCE の活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化に努める。

第 3 迅速な復興に向けた支援

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、北海道開発局は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。

<平時から準備しておくべき事項>

- 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を収集し、共有するなど事前の取組を進める。
- 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

第 4 担い手の確保・育成

- 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- 令和元年6月に成立した新・担い手3法に基づき、働き方改革や生産性向上等の取組を推進する。
- 令和2年7月に中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
- 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施

工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。

- 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。
- 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第9 節 強い揺れ・長周期地震動への備え

第 1 住宅、建築物、宅地の耐震化等

- 日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（以下「M」という）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れが小さくても大きな津波を発生させる“津波地震”と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。
- 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。
- 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。
- エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。
- ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第 2 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。
そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
- 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。
- 災害時の緊急復旧活動等のための河川防災ステーション等の整備を推進する。
- 発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。
- 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1

日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。

- 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。
- 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。
- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
- 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
- その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第 3 火災対策

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約 5 0 棟、千島海溝沿いの巨大地震では約 5 1 0 棟が焼失すると想定されている。
そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
- 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。

第 4 土砂災害対策

- 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を効果的に高める警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的・効率的な土砂災害対策を推進する。

第 5 雪崩対策

- 地震に伴う雪崩等の発生を防ぐため、住民への雪崩対策の普及啓発を図るとともに、雪崩防止施設の整備等を促進する必要がある。
- 雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

第 6 漁業施設、農業施設対策

- 北海道においては、漁港施設、農業施設のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を所管省庁と協力して推進する。
- 地震や津波により漁港、農業施設が被災を受けた場合に施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関する計画を策定する。

第10 節 巨大な津波への備え

第 1 避難路・避難場所の確保等

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本

海溝沿いの巨大地震では約 14.9 万人、千島海溝沿いの巨大地震では約 10.6 万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。
- 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
- 特に、高台等が近くでない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。また、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。
- 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
- 道の駅等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
- 被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。
- 避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。
- 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
- 津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に推進する。
- 市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。
- 部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。

第 2 津波防災地域づくりの推進

- 津波防災地域まちづくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・北海道開発局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推進するため、北海道、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

< 北海道の取組 >

- 基礎調査の実施

- 津波浸水想定の設定
- 津波災害警戒区域等の指定

＜市町村等の取組＞

- 推進計画の作成
- 津波ハザードマップの作成
- 避難訓練の実施
- 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
- 高台等への移転（防災集団移転促進事業等）
- 津波防護施設の整備・推進

第 3 津波浸水を軽減させる施設の整備等

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
- 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
- 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の侵食対策を推進する。
- 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。
- 特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。
- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
- 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
- その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第 4 津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。この際、積雪寒冷による交通等への影響も考慮する必要がある。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
- 道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保
- 臨港道路等の整備
- 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、地域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。

第 5 被災想定地域における土地境界の明確化の推進

- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進する。

第11 節 防災力強化に向けた日頃からの備え

第 1 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても留意するものとする。
- 積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた総合的な津波防災訓練など、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定した実践的な訓練（図上及び実働）を実施し、関係機関等との連携を図る。
- 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
- 避難訓練等の実施や、防災訓練の広報により地域社会の防災意識向上に努める。関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を確保するため、BCPに基づく訓練を実施する。
- 各空港で策定された空港BCPに基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。
- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、北海道開発局において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第 2 防災教育の推進

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
- 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。
- 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。
- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 3 防災広報の充実・強化

- 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。

第4編 津波災害対策編

第4編 津波災害対策編目次	90
第1章 災害予防	92
第1節 津波対策の推進	92
第1 津波対策の基本的な考え方	92
第2 津波に強い国づくり、地域づくり	92
第3 各種事業・計画に基づく対策の実施	92
第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等	93
第5 避難場所・避難路の確保・整備	93
第6 主要交通・通信機器強化	93
第7 都市の防災構造化の推進	94
第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	95
第9 河川整備の推進	95
第10 土砂災害に対する安全性の確保	95
第11 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	95
第12 港湾・漁港施設の整備	95
第13 航空施設の整備	96
第14 防災拠点の確保・整備	96
第15 ライフライン対策の推進	97
第16 要配慮者対策の推進	97
第17 土地改良事業の推進	97
第18 防災に関する広報・情報提供等	98
第2節 危機管理体制の整備	98
第1 情報の収集・連絡体制の整備	98
第2 通信手段等の整備	99
第3 関係機関との連携	100
第4 応急復旧体制等の整備	100
第5 緊急輸送の実施体制の整備	101
第6 二次災害の防止体制の整備	101
第7 後方支援体制の整備	102
第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進	102
第4節 防災教育等の実施	102
第1 防災に関する研修等の実施	102
第2 防災知識の普及	102
第3 人材の育成	103
第5節 防災訓練	103
第6節 再発防止対策の実施	104
第2章 災害応急対策	105
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	105
第1 災害情報の収集・連絡	105
第2 通信手段の確保	105

第2節	災害対策用ヘリコプター等による情報収集	105
第3節	活動体制の確立	106
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	106
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	107
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	107
第7節	災害発生時における交通の確保等	108
第1節	道路交通の確保	108
第2節	海上交通の確保	108
第3節	航空交通の確保	108
第8節	緊急輸送	108
第1節	基本方針	108
第2節	緊急輸送に対する支援	109
第9節	二次災害の防止対策	109
第10節	ライフライン施設の応急復旧	110
第11節	地方公共団体等への支援	110
第1節	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	110
第2節	避難活動	110
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	110
第4節	飲料水の確保、支援等	111
第12節	被災者・被災事業者に対する措置	111
第1節	被災者等への対応	111
第2節	飲料水の確保、支援等	111
第3節	消防活動への支援	112
第13節	災害発生時における広報	112
第14節	自発的支援への対応	112
第3章	災害復旧・復興	113
第1節	災害復旧・復興の基本方針	113
第2節	災害復旧の実施	113
第1節	災害復旧工事の早期着手	113
第2節	査定の早期実施	113
第3節	災害復旧の推進	113
第4節	再度災害の防止	114
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	114
第4節	都市の復興	114
第1節	計画的復興への支援	114
第2節	復興まちづくりへの支援	114
第3節	地域の復興への支援	114
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	114
第1節	公営住宅の整備等	114
第2節	危険区域における住宅再建	115
第6節	被災事業者等に対する支援措置	115

第1章 災害予防

第1節 津波対策の推進

第1 津波対策の基本的な考え方

- 想定する津波とそれに対応した津波災害対策の基本的な考え方は、次によるものとする。
 - ・ 超長期にわたる津波堆積物調査、地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対応するものとする。
 - ・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。
 - ・ 港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第2 津波に強い国づくり、地域づくり

- 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、基礎調査、その結果を踏まえた津波浸水想定の設定、市町村が作成する推進計画に基づく施設整備、警戒避難体制の整備、津波災害警戒区域の指定等のハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、北海道及び市町村との連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進するものとする。
- 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法や避難施設等に関する事項が記載された津波ハザードマップが作成・公表されるよう、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村に対し地域防災計画において定めることとなる人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報及び伝達等に関する事項、避難施設等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項並びに地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の指定について、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた津波災害警戒区域内の地下街等及び社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者が、単独で又は共同して、避難確保計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 総合的・広域的な計画の作成に際しては、津波災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。
- 津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。
- 津波浸水想定にあたり、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めることや、港湾の背後地を防護するための一連の堤防・胸壁等の計画に配慮するものとする。

第3 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、港湾、漁港、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業、土地改良事業、都市の防災対策事業及び道路・港

湾・漁港・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進する。

第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等

- 海岸堤防（防潮堤）等海岸保全施設、河川堤防等河川管理施設の整備を推進するものとする。各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うものとする。
- 海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。
- 津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。
- 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。
- 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。
- 関係省庁と連携して整備した津波対策の推進を図るためのマニュアル等について、その的確な実施が図られるよう努めるものとする。
- 湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減と、海岸保全施設による防護等を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

第5 避難場所・避難路の確保・整備

- 津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波からの指定緊急避難場所、緊急避難階段、避難路の整備を推進するものとする。
- 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業、水産基盤整備事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
- 津波災害に対する避難場所となる公園緑地については、避難階段、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定等とあわせた配置計画とし、幹線道路、河川、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するものとする。さらに、関係機関との十分な連携を図り、津波災害に対する避難場所となる公園緑地について地域防災計画への位置づけを促進するものとする。
- 津波発生時において、津波からの指定緊急避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進する。
- 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。
- 地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の促進に配慮するよう努める。

第6 主要交通・通信機能強化

- 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐浪化、ネットワークの充実などにより耐津波性能の確保に努めるものとする。

第7 都市の防災構造化の推進

- (1) 市民に支えられた防災都市づくり
 - 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする
- (2) 防災都市づくりの計画的推進
 - 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、津波災害に対する避難場所、避難路など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。
 - 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層の実施等を積極的に支援するものとする。
 - 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための津波に対する災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。
- (3) 避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備
 - 避難路、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
 - 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、多重防御の一つとしての機能、津波からの避難場所・避難路としての機能、自衛隊等の支援活動や避難生活の場など復旧・復興支援としての機能、防災訓練など防災意識を醸成する場としての防災教育機能を有する公園緑地の系統のかつ計画的な配置を推進するものとする。
 - 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を促進するものとする。
 - 必要に応じ、施設等に緊急避難階段を設けるなど、所管施設を活用して、避難場所、避難路の確保に努めるものとする。
- (4) 安全な市街地の整備等
 - 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を促進するものとする。
 - 避難することを前提にしたまちづくりを推進し、津波到達時間内での避難を可能とするため、津波による被害が想定される地域において、津波避難タワー等の津波避難施設や避難場所、避難路の整備を推進するものとする。
- (5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等の推進
 - 「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、吸収源対策公園緑地事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を促進することにより、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉や避難場所・避難路確保等のため、津波災害に対する市街地の総合的な防災性向上に資する公園緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
 - 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。
- (6) 防災上危険な密集市街地の整備
 - 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑

地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐浪化を促進するものとする。

(7) 消防活動に資する施設等の整備

- 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
- 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、津波の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。
- 大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。
- 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐浪性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとするものとする。
- 点検結果に基づき、耐浪対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、津波時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐浪対策を推進するものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第9 河川整備の推進

- 津波により生じる壊滅的な被害を防止するため、河川堤防等の耐浪性の向上を推進するものとする。
- 津波により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の津波被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。
- 緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路及び舟運のための航路、船着場等の整備を推進する。

第10 土砂災害に対する安全性の確保

- 津波による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

第11 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

第12 港湾・漁港施設の整備

- 大規模な津波時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐浪強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐浪化を推進する。
- 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。ま

た、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐浪化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震性・耐津波性の確保を推進する。

- 物流、産業、エネルギー供給機能を維持するため、護岸の耐震性の簡易評価手法提供を通じた液状化に関する技術的支援及び適切な維持管理や、コンビナート及びその周辺への地震・津波被害を防止・軽減するための防波堤や防潮堤等の機能の強化等を進める。また、東京湾等における震災時の物流・産業・エネルギー供給の確保のための物流機能の早期復旧に向けた取組を推進する。
- 港湾・漁港においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。
- 港湾等においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における周辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、地域の産業・物流機能の維持等災害時に港湾等に求められる役割を踏まえ、港湾における津波防波堤の整備、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進、避難対策策定の支援等港湾等の総合的な津波対策を推進するものとする。
- 人口や産業が集積する港湾地区において、非常時の物流機能を確保し、背後地域の安全と安心を保持するために、津波の挙動や浸水域を示すマップの作成を支援するとともに、水域・陸域にわたる放置等禁止区域の指定、津波流出防止対策など、港湾・沿岸域における総合的な津波対策を強力に推進するものとする。
- 港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第 13 航空施設の整備

- 本省航空局及び東京航空局から要請を受けて当局と協議が整った場合には、空港関係者と連携し、災害時の対応に努める。

第 14 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により促進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道路防災ステーション、道の駅、交通広場、港湾・漁港の防災拠点等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE 活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。
- 防災基本計画等に基づき必要に応じ、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を促進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災

害発生時に有効に機能する施設の整備を促進するとともに、備蓄倉庫、耐浪性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐浪化を推進するものとする。

- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を促進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を促進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を促進するものとする。
- 本局、各開発建設部、事務所等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、検討する。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、所管する施設等の効果的利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- 既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。
- 中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 15 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を促進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を促進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道 BCP の策定を促進する。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

第 16 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。
- 津波等の災害の危険性が高く、防護区域内に災害時要援護者関連施設を有する海岸を対象に、地域の防災計画との整合性やハザードマップ等のソフト施策との連携を図りつつ、安全情報伝達施設の整備を推進するものとする。

第 17 土地改良事業の推進

- 頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設について、必要な防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、土地改良施設の整備等を推進する。

第 18 防災に関する広報・情報提供等

- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。
- 津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等へ海拔表示シートを設置し道路利用者への海拔情報の提供を推進するものとする。
- 津波により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に對し指導・助言を行うものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。
- 津波常襲地帯において、津波から生命・財産を守るため、ITを活用しつつ水門等の一元的監視制御及び地震・津波情報の収集・提供等を行う津波・高潮防災ステーションや情報基盤の整備を推進するものとする。

第 2 節 危機管理体制の整備

第 1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請が無くても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとするものとする。
- 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、本局及び各開発建設部は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとするものとする。
- 津波等により非常災害が発生するおそれのある場合又は非常災害が発生した場合に非常参集することが必要な職員（以下「非常参集者」という。）の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員が、津波や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備を設置するとともに、原則として3日間以上運転できる燃料を備蓄し、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行う。また、無線設備や非常用電源設備の保守・点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
 - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項による。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話、移動通信システムを積極的に活用する。
 - ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 災害現地の情報収集を行うため、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
 - ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
 - ・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。
 - ・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
 - ・ 沿岸部等で津波の到達が想定される場所に設置される監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備等は津波による被害を極力低減できる設置位置や構造に留意すると共に光ファイバ等の被害時のバックアップを検討するものとする。また、重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
 - ・ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
 - ・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

- ・ G P S 波浪計を計画的に整備し、沖合波浪観測情報を速やかに関係機関へ伝達できる体制を整備するものとする。

第3 関係機関との連携

- 本局及び開発建設部は、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。
- 大規模な津波等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の広域連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図る。
- 発災後の障害物除去による道路・航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ道路・航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路・航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における他地方地方整備局への支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、地方整備局等間の応援や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動に関する応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

- 所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共機関から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。
- 都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画に基づき、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

- (1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力
 - 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルート多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。
 - 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。
 - 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。
 - 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。
 - また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。
- (2) 関連情報の整備保存等
 - 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所等の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 津波等により被災した場合でも業務が継続できるよう、庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、津波等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。
- 食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努めるものとする。
- 食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努める。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 津波災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。
- 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動までを意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われるよう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮するものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行うものとする。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲

示等に努めるものとする。

- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 津波等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、津波を含む大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）については、TEC-FORCE 活動計画等に基づき訓練を行うものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集等
一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。
なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、津波情報や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。
また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

- ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- ・ 複合災害対策
様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波警報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡する。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 津波警報等の把握、連絡

- 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、まず気象庁より津波警報等の津波に関する情報や、地震又は火山噴火等に関する情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、地震又は火山噴火等の規模、津波の来襲範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
- 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員は、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡するものとする。

(2) 津波への対応

- 津波警報等が発せられた場合、潮位等の情報、対応の状況等について、地方公共団体と相互に連絡するものとする。
- 気象庁が津波警報等を発表したときは、当該区域の道路利用者に対して道路情報提供装置による情報提供等を実施し、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう呼びかけるものとする。

(3) 被害情報の収集・連絡

- 概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに関係機関に連絡を行い、以下順次、内容、精度を高めるものとする
- 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(4) ダム、堰、水門等の管理

- 地震が発生した場合には、国が管理するダム、堰、水門等について、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。
 - ・ ダム、堰、水門等の操作に当たって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
- 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、直ちに災害

- 対策用ヘリコプターを出動させるものとする。
- 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
 - 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
 - ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
 - 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合は、防災関係機関が収集した情報の提供について、必要に応じ要請する。
 - 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。
 - 震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇等により調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、速やかに職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を執り、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置する。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 津波警報等解除後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 津波警報等解除後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 港湾・漁港施設
 - 第2編第2章第3節(3)「港湾・漁港施設」に統合
- (4) 航空施設
 - 本省航空局及び東京航空局から要請を受けて当局と協議が整った場合には、空港関係者と連携し、空港土木施設の施設被害情報の収集に努める。
- (5) 都市施設等
 - 都市公園の施設管理者である地方公共団体等と連携して被災状況の情報を収集するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 国営滝野すずらん丘陵公園について、施設の緊急点検を実施するとともに、利用者

の安全確保に支障がないよう必要な応急復旧活動等の必要な措置を講じる。

- 公営住宅の管理者である地方公共団体と連携して被災状況の情報を収集するとともに、応急復旧等に必要な支援を行う。
- 下水道については、津波発生直後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、津波警報等解除後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに下水処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検を実施するものとする。

(6) 官庁施設

- 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
- 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達する。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣する。
- 被災地地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急工事等の実施

- 津波による湛水が発生した場合、湛水被害の拡大を防止するとともに、行方不明者の捜索、インフラの応急復旧等に支障とならないよう、排水ポンプ車等を活用した排水を行うものとする。
- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。
- 著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。
- 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導する。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに排除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第7節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第2 海上交通の確保

- 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者等と連携を図りつつ、港湾施設等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。
- 関係業界団体との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第3 航空交通の確保

- 災害発生時において、本省航空局及び東京航空局から要請を受けて当局と協議が整った場合には、緊急輸送等を確保するため、空港土木施設の被害状況を早急に調査し、必要に応じ、仮設等の応急復旧を行う。

第8節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定する。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第9節 二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握する。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 津波によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。
- 河川、海岸、港湾施設、漁港施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きい場合緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。
- 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 津波に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村に緊急情報を通知するものとする。
- 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、施設管理者である地方公共団体等と連携して、主要な雨水管渠等の被災状況の情報を収集するとともに、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずるものとする。
- 国が管理するダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執る。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 津波によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。
- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 港湾の労働者や利用者の安全を確保するため、地方公共団体等が港湾事業として津波避難施設の整備する際に支援を行う。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

- 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。
- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方公共団体等から要員の派遣の調整等を行う。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないように、都道府県等に対し適切な助言を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第12節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 北海道開発局の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処する。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用し、また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行うよう、支援・助言する。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、省内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第2 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給、派遣依頼を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものと

する。

第3 消防活動への支援

- 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水（ダム等の貯水池含む）及び海水の利用について助言を行うものとする。

第13節 災害発生時における広報

- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
- 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。
- 広報に当たっては、外国人観光客の減少防止や外航海運の運航継続に係る措置など、風評被害の防止にも努めるものとする。

第14節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努める。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、支援措置を講じる。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置するものとする。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
- 海面を漂流するがれきや油の処分のため、海洋環境整備船や大型浚渫兼油回収船による回収を依頼する。また、陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用した広域的な処理を促進するものとする。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制

の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4節 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。
- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 都市と地域の復興

第1節 計画的復興への支援

- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を促進するものとする。
- 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第2節 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を促進するものとする。

第3節 地域の復興への支援

- 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1節 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を促進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法

(平成 7 年法律第 14 号) 第 21 条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和されることを地方公共団体に周知する。

第 2 危険区域における住宅再建

- 津波に伴う土砂災害の発生箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく行為制限の適切な実施並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく建築物の構造の規制、移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第 6 節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の本格復旧に当たっては、地方公共団体、関係公共機関、第関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等の支援をする。
- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。
- 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努める。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図る。

第5編 風水害対策編

第5編	風水害対策編目次	116
第1章	災害予防	118
第1節	風水害対策の推進	118
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	118
第2	河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び 災害に対する安全性の確保等	118
第3	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	120
第4	都市の防災構造化の推進	121
第5	災害発生のおそれのある区域に関する措置	122
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	124
第7	盛土等に伴う災害の防止	124
第8	港湾・漁港施設の整備	125
第9	航空施設の整備	125
第10	避難場所・避難路の確保・整備	125
第11	防災拠点の確保・整備	125
第12	ライフライン対策の推進	126
第13	要配慮者対策の推進	126
第14	土地改良事業の推進	126
第15	防災に関する広報・情報提供等	127
第2節	危機管理体制の整備	127
第1	情報の収集・連絡体制の整備	127
第2	通信手段等の整備	128
第3	関係機関との連携	129
第4	応急復旧体制等の整備	130
第5	緊急輸送の実施体制の整備	131
第6	二次災害の防止体制の整備	132
第7	後方支援体制の整備	132
第3節	災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	132
第4節	防災教育等の実施	132
第1	防災に関する研修等の実施	132
第2	防災知識の普及	133
第3	人材の育成	133
第5節	防災訓練	134
第6節	再発防止対策の実施	134
第2章	災害応急対策	135
第1節	災害発生直前の対策	135
第1	風水害に関する警報等の伝達	135
第2	災害未然防止活動	136
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	136
第1	災害情報の収集・連絡	136

第2	通信手段の確保	136
第3節	活動体制の確立	136
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	137
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	137
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	138
第7節	災害発生時における交通の確保等	138
第1	道路交通の確保	138
第2	海上交通の確保	139
第3	航空交通の確保	139
第8節	緊急輸送	139
第1	基本方針	139
第2	緊急予想に対する支援	139
第9節	二次災害の防止対策	139
第10節	ライフライン施設の応急復旧	140
第11節	地方公共団体等への支援	140
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	140
第2	避難活動	141
第3	応急仮設住宅の建築支援等	141
第4	飲料水の確保、支援等	141
第12節	被災者・被災事業者に対する措置	141
第1	被災者等への対応	141
第13節	災害発生時における広報	141
第14節	自発的支援への対応	142
第3章	災害復旧・復興	143
第1節	災害復旧・復興の基本方針	143
第2節	災害復旧の実施	143
第1	災害復旧工事の早期着手	143
第2	査定の早期実施	143
第3	災害復旧の推進	143
第4	再度災害の防止	144
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	144
第4節	都市の復興	144
第1	計画的復興への支援	144
第2	復興まちづくりへの支援	144
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	144
第1	公営住宅の整備等	144
第2	危険区域における住宅再建	144
第6節	被災事業者等に対する支援措置	145

第1章 災害予防

第1節 風水害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、国の他の機関、地方公共団体と連携して、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。このように、ハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。特に、近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

- 「自然災害リスクコミュニケーション推進会議及び水災害リスクコミュニケーション推進室の設置に関する訓令」（令和3年国土交通省訓令第17号）に基づき設置された水災害リスクコミュニケーション推進室による、水災害リスクコミュニケーションに係る取組・優良事例の収集・分析等を通じ、局内所管分野における取組の充実・強化や各分野連携を推進することにより、北海道開発局全体における水災害リスクコミュニケーションの底上げを図る。

第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するものとする。なお、施設の長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(1) 河川に係る対策

- 堤防、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路等の建設、内水排除施設の整備等を推進するものとする。
- 中枢機能の集積している大都市の中心部等を洪水氾濫による壊滅的な被害から守るための堤防強化を図る等、超過洪水対策を推進するものとする。
- 河川の維持管理を適切に行うため、河川毎に河川特性、施設の状況、土地利用等を考慮した河川維持管理計画を策定し、その運用を通して着実に管理水準を確保するものとする。
- 内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するため、必要に応じ、排水機場、水門等の設置、堤防の質的改良等の整備を行うものとする。
- 流域の保水、遊水機能を確保するため、地域特性を踏まえ、必要に応じ、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を行うものとする。
- 北海道知事等が定める水防計画に、河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載することを同意した時は、その同意に基づき、水防管理者の水防に協力するものとする。
- 管理中のダムにおいて、ダム本体、放流施設の老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能維持に支障のあるものについて、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。
- 浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。
- 水防活動拠点及び応急復旧活動拠点、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション（地域連携機能を加えた MIZBE ステーション含む）等の整備を推進するものとする。

(2) 海岸に係る対策

- 高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うものとする。
- 海岸保全施設については、設計の対象を超える高潮等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。
- 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。
- 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。
- 海岸保全施設の管理の高度化、効率化のため、施設管理用光ファイバ網の整備を推進し、公共施設の被害状況の把握を行う等の活用を図るとともに、危機管理対応充実のため、波高計等の設置を行う情報基盤整備により海象条件等の把握に努めるものとする。
- 円滑な水防活動及び避難促進に資するよう、水防法における高潮に係る水防警報海岸の指定を一層進める。
- (3) 土砂災害に係る対策
 - 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置、流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
 - 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう北海道等に指導・助言するものとする。
 - 基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、基礎調査が完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）した後には、おおむね五年ごとに行うことが必要である。土砂災害防止法に基づき、北海道が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。北海道の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合及び科学的知見に基づかずに行われている場合には是正の要求を実施するものとする。
 - 北海道から、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況の報告を受け、それを公表するとともに、遅れている場合は理由を確認し、土砂災害警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとする。また、指定の事務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行うものとする。
 - 北海道から、定期的にハザードマップの作成状況の報告を受け、それを公表するものとする。
 - 風水害に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報の通知及び大規模土砂災害危機管理計画に基づく対応について、迅速かつ効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
 - 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等

を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

- 土砂災害警戒区域等のホームページ、標識等による住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報及びメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発表及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。
- 土砂災害防止法に基づき、市町村防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する次に掲げる事項について定められるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
 - ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
 - ・ 避難場所・避難経路
 - ・ 土砂災害に係る避難訓練の実施
 - ・ 防災上の配慮を要する者が利用する施設（土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地）
- 土砂災害に対する危険性の認知度を高めるための取組を実施し、地区の住民自らが地区や個人の実情を踏まえた上で、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを通じて警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 災害等のおそれのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。
- 風水害に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする大規模土砂災害危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。
- 風水害に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下「土砂災害防止法」という。）第29条に基づく緊急調査、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報の通知及び大規模土砂災害危機管理計画に基づく対応について、迅速かつ効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努める。

第3 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワーク機能強化対策を進め、大規模な災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するよう努めるものとする。
- 災害発生時においても、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。
- 道路施設等の点検を実施し、現況の把握に努めるとともに、必要な防災対策工を計画的に実施する道路防災対策等により、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を

図るものとする。

- 道路標識、道路情報板等の道路附属物について風水害に対する安全性の確保を図るものとする。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- 防災対策工の実施に当たっては、治水、港湾事業等他の事業との連携により、効果的な対策を進めるものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故がおきおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。

第4 都市の防災構造化の推進

(1) 都市の防災構造化対策の計画的推進

- 都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進するため、市町村が定める立地適正化計画について、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域の設定と、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けを促進するものとする。
- 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2) 流域における総合的な治水対策の推進

- 河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により都市水害の危険性が増大している地域については、都市河川の整備を推進するとともに、水災害リスクの評価を踏まえ、流域の適正な土地利用への誘導等も含めた総合的な治水対策の推進に努めるものとする。
- 河川について、築堤、河道掘削、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、下水道事業により雨水渠の整備等を推進するものとする。
- 防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて推進することにより、流域の保水、遊水機能が確保されるよう措置するものとする。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図るとともに、関係地方公共団体に対して、雨水浸透阻害行為の許可、保全調整池の指定、都市浸水想定作成、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定等に関する必要な支援・助言を行うものとする。
- 流域水害対策計画の策定等にあたっては、「流域水害対策協議会」、「都道府県流域水害対策協議会」等により、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域内の地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者をはじめとする流域関係者で、計画の効果的な実施・運用体制を構築するものとする。

(3) 避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備

- 避難路、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
- 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統のかつ計画的な配置を推進するものとする。
- 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体によ

る防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(4) 安全な市街地の整備等

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設を整備するとともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。
 - 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、下水道管理者が「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理するなどの官民連携による浸水対策を推進するため、必要な支援・助言を行うものとする。
- (5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等
- 「緑の基本計画」に基づいた系統のかつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を推進するものとする。
 - 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

第5 災害発生のおそれのある区域に関する措置

- 水防法に基づき、洪水予報・水位周知河川において洪水のおそれがあると認められるときは、札幌管区気象台長等と共同して水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量、又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を北海道知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、地域住民へ周知させるものとする。
- 水防法に基づき、洪水予報・水位周知河川が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して北海道知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。
- 北海道知事が、洪水予報河川に指定した河川において洪水のおそれがあると認められるときは、札幌管区気象台長等と共同して水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量、又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、地域住民へ周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 北海道指定洪水予報河川に活用するため洪水予報を行う北海道知事の求めに応じ、国指定洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を北海道知事に提供するものとする。
- 北海道知事が、水位周知河川に指定した河川において氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川または水位周知河川の他、一級及び二級河川のうち住家等防護対象のある河川においては、氾濫した場合に浸水が想定される区域等を示した洪水浸水想定区域を公表し関係市町村の長に通知するものとする。あわせて、洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれのある範囲については、家屋倒壊等氾濫想定区域として公表し、市町村へ提供するものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。

- 北海道知事又は市町村長により、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）が指定・公表されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 北海道知事により、洪水予報河川及び水位周知河川以外の役場等の所在地に係る河川において、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等への浸水想定及び河川水位等の情報が提供されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川においても、河川管理者と連携して、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成するものとする。また、その図に基づいてハザードマップを作成する市町村に対し、技術的な支援を実施するものとする。
- 市町村長により、浸水深や避難所等に関する情報を水害関連標識として生活空間に表示する取組が推進されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 北海道知事が、河川の状況や今後の見通し等を市町村長に直接伝えることができるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 北海道知事又は市町村長が、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、北海道水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 北海道知事が、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、北海道水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定められるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
 - ・ 洪水予報並びに洪水、内水及び高潮に係る水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法
 - ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ・ 市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ・ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。以下「地下街等」という。）でその施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地
 - ・ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地
 - ・ 大規模な工場その他の施設（以下「大規模工場等」という。）で洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地
- 市町村長により、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を明示した洪水、内水又は高潮に係るハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。
- 浸水想定区域内に地下街その他不特定多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構

成員に対する洪水予報の伝達方法が市町村地域防災計画に定められるよう、必要な支援を行うものとする。

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、単独で又は共同して、避難確保計画及び浸水防止計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の大規模工場等の所有者または管理者が浸水防止計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。
- 市町村長が浸水実績等を把握しようとする際及び水防管理者が浸水被害軽減地区の指定を行おうとする際に、必要な情報提供、助言等を行うものとする。
- 洪水、内水、高潮、土砂災害等による災害発生のおそれのある土地の区域について、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するとともに、土砂災害が発生するおそれがある区域等の増加を抑制するため、都市計画法に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知に努める等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 市町村が洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、その他河川等（下水道を含む。）、並びにダム放流情報について、避難勧告等の発令基準及び発令範囲を設定しようとする際及び必要に応じて見直しを行おうとする際に、必要な助言等を行うものとする。

第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進を図る。
- 避難計画や安全対策と連携した災害危険区域の柔軟な指定や土砂災害特別警戒区域等の指定を進め、豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制するとともに、がけ地の崩壊、地すべり等による危険が著しい区域において、危険住宅の移転を促進するものとする。
- 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。
- 強風等による屋根瓦の脱落の被害を防止するため、耐風性等の低い屋根の改修等を促進するものとする。

第7 盛土等に伴う災害の防止

- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、北海道等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。
- 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係省庁、北海道等で緊密に連携を図るものとする。

- 既存宅地の風水害に対する安全性を向上させるため、あらかじめ点検要領等を整理するとともに、これに基づく点検の実施等、必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。

第8 港湾・漁港施設の整備

- 最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。
- 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を推進するものとする。
- 走錨等に起因する事故の可能性がある海上周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を防止するため、必要に応じて、防衝設備の設置を推進するものとする。

第9 航空施設の整備

- 土木施設等の整備に当たっては、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第10 避難場所・避難路の確保・整備

- 風水害発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進する。
- 災害発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道、河川の管理用道路、緊急河川敷道路、砂防事業、港湾事業等により整備されたオープンスペース等の整備を推進するものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第11 防災拠点の確保・整備

- 道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。
 - 水防活動拠点及び応急復旧活動拠点、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション（地域連携機能を加えた MIZBE ステーション含む）、道路防災ステーション、道の駅等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
 - 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE 活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。
 - 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
 - 広域避難場所、一次避難場所、避難路、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。
- なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 不特定多数の者が使用する官公庁施設や応急対策上重要な官公庁施設の庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。
- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 北海道開発局（以下「本局」という。）、開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、関係機関と協議し、検討する。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本局の施設等については、所管する施設等の効果的な利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- 防災基本計画等に基づき必要に応じ、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

第 12 ライフライン対策の推進

- 地方公共団体及びライフライン事業者と緊密な連携を図り、電線共同溝を推進する。下水道施設については、ライフライン機能が確保できるよう下水道のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。

第 13 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。
- 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策を推進するものとする。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法が市町村地域防災計画に定められるよう、必要に応じて支援するものとする。
- 浸水想定区域内における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村が個別避難計画を作成する際には、必要に応じてマイ・タイムラインの取組等と連携して支援するものとする。
- 土砂災害警戒区域等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、地区防災計画の検討と一体となった個別避難計画の作成について、支援するものとする。

第 14 土地改良事業の推進

- 農業用ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設につい

て、防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、湛水防止対策等の土地改良施設の整備等を推進する。

第 15 防災に関する広報・情報提供等

- 災害発生時において、適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制並びに施設及び設備の整備を図るとともに、住民に対し、適切な防災情報、災害情報の伝達に努める。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。
- 住民等からの問い合わせについての的確な対応ができる体制の整備に努めるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力して地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、災害時要援護者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
- 一般住民等への河川情報等の提供は、指定公共機関であるNHK等マスコミを通じ行うとともに、インターネット、携帯端末、情報表示板等多様な手段を活用し、迅速な情報提供に努める。また、関係機関相互に協力して、一般住民等に対する一元的な情報提供を行うよう努めるものとする。
- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。
- 風水害、土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や洪水予報等の情報伝達が適切になされるとともに、浸水想定区域の指定・公表に対応した地域防災計画の見直しが適切に実施されるよう、必要に応じ地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。
- 風水害に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施し、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、土砂災害の特性を考慮した土砂災害に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。
- 竜巻等突風の発生に備えて、建設業団体等に対し、必要に応じ、竜巻等突風対策を喚起する通知等を行うものとする。

第 2 節 危機管理体制の整備

第 1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請が無くても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 災害発生時の情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。

- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害発生時における迅速かつ適切な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備する。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保する。また、原則として3日間以上運転できることとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 防災機関の協力を得て、雨量、水位、水質等の河川・土砂災害に関する情報の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るものとする。
- 河川・土砂災害に関する情報を提供するため、防災機関の協力を得て、公的施設等の端末機器に接続することができる情報システムの開発に努める。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、の整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項による。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話、移動通信システムを積極的に活用する。
 - ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を

収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

- 気象観測装置、水位計のオンライン化、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備することに努めるほか、レーダ雨雪量計、雨量観測所のデータ、河川水位観測所のデータ等の河川情報を収集し、インターネットや携帯電話により、リアルタイム（24時間・365日）で市町村担当者、住民等に情報を提供するため、河川情報システムの整備・運用を図るものとする。
- 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図る。なお、道路標識、道路情報板等の附属物について耐震性の確保を図るものとする。
- ダムについて、サイレンの吹鳴、スピーカからのアナウンス等によって住民に放流を伝える放流警報について、異常洪水時防災操作へ移行する際には、市町村とも連携しつつ、より切迫感を持って緊急性を伝えられるような警報手法に変更を行うものとする。また、必要に応じて警報区間を見直すとともに、サイレンやスピーカ等の設備の改良等を行うものとする。
- 河川、海岸、砂防及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報等の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報掲示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- 光ファイバの使用、又はテレメーター化による水門、排水機場等の河川管理施設及び水文観測所等のデータ、監視カメラシステム等によるモニタリング等、これらを集中管理する河川情報システムの整備を図る。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図る。
- 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進する。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行っておくものとする。
- 防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努める。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- 水災害については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者

等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協同し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

- 強大な台風の接近等、発災発生のおそれ段階から、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築すること等ができるよう、「災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画（令和3年6月公表）」を活用し、本省、気象庁、地方整備局、地方運輸局、気象台、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者、企業や住民等との間でリスクコミュニケーションの展開を図るものとする。
- 台風等による大規模水害を想定して、地方公共団体等関係機関と協議のうえ、関係者が事前にとるべき基本的な行動を時系列で整理した水害対応タイムラインを作成するものとする。災害対応後は、作成済みのタイムラインを検証し、改善に取り組むものとする。今後は避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。また、「大規模氾濫減災協議会」等を活用して市区町村等が作成するタイムラインとの整合を図ることとする。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するとともに、洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する「ハイブリッドダム」の取組を推進するものとする。
- 港湾管理者等が実施する護岸やコンテナターミナル、臨港道路等を対象とした電源喪失やコンテナ流出等の波浪・高潮に対する脆弱性評価及び台風等接近時における直前予防対応必要箇所・優先順位の港湾 BCP への明記にあたり必要に応じて技術的助言を行うものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 発災後の障害物除去による道路・航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ道路・航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路・航路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関

係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。

- 河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 出水時における排水ポンプ場の運転については、堤防決壊等激甚な被害を回避するため、運転調整等の必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、排水ポンプ場管理者への情報伝達及び関係住民への周知等の体制を確立しておくものとする。
- 大規模災害発生時における地方整備局等間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、地方整備局等間の応援や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動に関する応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 風水害に伴う大規模河道閉塞の発生が予想される場合、迅速に大規模河道閉塞の状況を確認できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備する。また、風水害に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、迅速に土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備するものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等を派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 防災関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースについて、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。
- 都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画に基づき、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

- (1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力
 - 防災関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図る。
 - 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害に対する

安全性の確保に配慮する。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 豪雨等に伴う二次災害の発生を防止するため、危険箇所を応急的に判定する技術者を育成し、その活用を図る。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努める。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進

- 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
 - ・ 堤防の強度分析手法、堤防破壊の事例分析と破壊機構推定、樹林帯による破堤災害の軽減、地震・越水・浸透水・表面侵食に対する堤防強化技術に関する研究及び技術開発
 - ・ 洪水予測技術、外水・内水による浸水の予測シミュレータ及びこれによるリアルタイムでの浸水予測技術、災害情報収集・伝達システムに関する研究及び技術開発
 - ・ 土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生機構、観測機器、危険箇所の把握技術、調査診断技術、発生予測技術、前兆現象、警戒避難の支援及び環境と調和した効果的、合理的な対策工法の開発に関する研究、及びのり面の不安定度に関する調査診断技術の開発
 - ・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
 - ・ 洪水時における堤防等河川構造物の漏水、変形等を瞬時に自動計測する光ファイバセンサーの計測技術、施工技術の検討、計測データの解析と管理技術等についての研究
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図る。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する

講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、気候変動の影響も踏まえつつ、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。
- 避難指示等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識が必要であり、関係自治体と連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知する。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 水防団の研修、訓練や水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るとともに、水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。
- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。
- ダム、堰、水門、ポンプ場等に係るマニュアルの作成及び人材の育成を行う。
- 水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第5節 防災訓練

- 訓練を行うに当たっては、被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集等
一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器、実践的な訓練を実施するものとする。
なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に、伝達する訓練を実施するものとする。
また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取り扱い、機器操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営
迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
 - ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
 - ・ 複合災害対策
様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
- 訓練後は評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第1 風水害に関する警報等の伝達

- 札幌管区气象台と連携し、公表する防災気象情報について、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 气象台と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、災害が予想される場合は、その情報を、防災関係機関と協力して地域住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
- 台風の接近・上陸や長期に渡る前線の停滞などあらかじめ大雨が予想される場合には、河川事務所と气象台、都道府県の河川・砂防部局、市区町村などと、WEB会議などにより、作成している水害対応タイムラインなどの活用を確認する。
- 水防警報指定河川において、洪水等により水防上必要がある場合には、水防警報を北海道知事に通知するものとする。
- 水防法に基づき、洪水予報・水位周知河川において洪水のおそれがあると認められるときは、札幌管区气象台長等と共同して水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量、又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を北海道知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、地域住民へ周知させるものとする。
- 水防法に基づき水位周知河川として指定した河川について、当該河川の水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して北海道知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。
- ダムでは異常洪水時防災操作へ移行する際には、市町村長等関係者に通知するとともに、より切迫感を持って緊急性を伝えられるように伝達に努めるものとする。
- 「異常洪水時防災操作」については、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用し、緊急時に呼びかけるときには「緊急放流」を用いること。なお、「緊急放流」は、ゲートを有しないダムにおける越流用の非常用洪水吐からの放流も含まれる。また、緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供、関係自治体へのホットライン、記者発表・記者会見などの場面を想定している。
- 市町村長による避難指示等の発令の判断に資するよう、河川やダムの状況や今後の見通し等を、ホットライン等を活用して市町村長に直接伝えることとする。
- 大雨時もしくは大雨が予想される場合、降雨予測等を踏まえ、幹線道路の通行止め予測を発表する。その際、ETC2.0、VICS情報、SNSやラジオ等を活用し、必要に応じて、迂回経路等をあわせて情報提供を行うものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第2 災害未然防止活動

- 洪水又は高潮の危険が切迫した場合には、ダム、堰、水門等について警戒体制を敷き、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ ダム、堰、水門等並びにこれらの操作に必要な機械器具及び電源その他の設備の点検整備を行い、又はその指導を行うものとする。
 - ・ 気象官署、発電所その他の関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するとともに、出水の状況を把握するものとする。
 - ・ 洪水、高潮の発生が予想される場合には、所管するダム、堰、水門等の適切な操作を行う。この場合において、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに、一般に周知させ

るための必要な措置を講ずるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 風水害が発生した場合、風水害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡する。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 災害情報等の把握、連絡
 - 大規模な風水害が発生した場合、河川情報システムの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、風水害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
 - 必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
 - 直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 被害情報の収集・連絡
 - 被災状況を早期に把握するため、被災状況、災害応急対策活動状況等、水防団から積極的に情報を収集する。
 - 概括的被害情報、所管施設等への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
 - 風水害に伴う大規模河道閉塞が発生した場合、若しくは発生が予想される場合、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、大規模河道閉塞の発生状況等の情報を迅速に収集し、相互に連絡するものとする。
 - 被害情報等の収集・連絡な当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- (3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
 - 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況、大規模河道閉塞の発生状況等を迅速に収集する。
 - 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
 - ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
 - 災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要なとする場合は、その旨本省非常本部等に要請する。
 - 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システムの出動を要請する場合は、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。
 - 風水害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇等により調査を行うものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置する。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずる。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところに

よるものとする。

- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認めるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方整備局等に対して、人的、物的な応援を行なう必要がある場合には、地方整備局等間応援マニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 直ちに、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握して、二次災害の発生を防止し、住民の生活確保を図ることを最優先として速やかに応急復旧を行うものとする。
- 所管施設に係る被災情報の収集活動を行う防災エキスパート制度等によりボランティアの活用を図るものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 港湾・漁港施設
 - 第2編第2章第3節(3)「港湾・漁港施設」に統合
- (4) 航空施設
 - 災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港の土木施設の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。
- (5) 都市施設等
 - 都市公園の点検を実施者である地方公共団体等と連携して被災状況の情報を収集するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
 - 国営滝野すずらん丘陵公園について、施設の緊急点検を実施するとともに、利用者の安全確保に支障がないよう必要な応急復旧活動等の必要な措置を講じる。
 - 公営住宅の管理者である地方公共団体と連携して被災状況の情報を収集するとともに、応急復旧等に必要な支援を行う。
 - 下水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
- (6) 農業施設
 - 災害発生直後に、直轄管理している農業用排水施設の緊急点検を実施する。また、管理委託等を行っている施設の被災状況の把握に努めるものとする。
- (7) 官庁施設
 - 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁地方支分部局等を通じ施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じその他の関

係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。

- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ無償貸付を行うものとする。
- 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急工事等の実施

- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとするものとする。
- 著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ、外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 必要に応じ、他の機関が管理する施設の被災状況を把握し、必要な措置の実施を指導するものとする。

第7節 災害発生時における交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。

第1 道路交通の確保

- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、仮設等の応急復旧や代替路の設定等を行い、道路交通の確保等に努めるものとする。
- 道路啓開について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- 災害による道路の破損、欠壊その他の理由により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行う。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要と

なる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第2 海上交通の確保

- 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者等と協力して、速やかに、被害状況を把握し、必要に応じ、仮設等の応急復旧等を行う。
- 関係業界団体との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第3 航空交通の確保

- 災害発生時における住民避難や緊急輸送等を確保するため、空港の土木施設等の被害状況を早急に調査し、必要に応じ、仮設等の応急復旧等を行う。

第8節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定する。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の現地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第9節 二次災害の防止対策

- 災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災

関係機関に通報するとともに、必要に応じ、応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。

- 風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去等の応急対策を実施するものとする。
- 浸水被害が発生した場合、その被害を軽減するため、必要に応じ、排水対策を実施するものとする。
- 被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大を食い止めるため、施設の応急復旧を行うものとする。
- 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 風水害に伴う大規模河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流・湛水の発生による二次災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するものとする。
- 土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
- 市町村長から土砂災害に関する避難指示等の解除に関して助言を求められた場合には、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うものとする。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- ライフライン施設等の復旧のため、可能な限り復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共

団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣するものとする。

- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方公共団体等から要員の派遣の調整等を行うものとする。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないように、北海道等に対し適切な情報の提供を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第12節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、省内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

第13節 災害発生時における広報

- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広

報活動を的確に行うものとする。

- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用する。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図る。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行う。

第 14 節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努める。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置する。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行う。
- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援する。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処する。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定が円滑かつ迅速に実行されるよう、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、土地改良区、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努める。

第3 災害復旧の推進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入れにも可能な限り協力を行う。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係機関に適切な交通規制の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公

共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行ものとする。
- 河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関し、寄州、狭窄部、橋梁、堰等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。
- 土石流による土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行うものとする。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援する。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援する。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進する。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進する。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行う。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第2 危険区域における住宅再建

- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の

整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制、移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第 6 節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供する。

第6編 火山災害対策編

第6編	火山災害対策編目次	146
第1章	災害予防	148
第1節	想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方	148
第2節	火山災害対策の推進	148
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	148
第2	火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	148
第3	主要交通・通信機能強化	149
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	149
第5	都市の防災構造化の推進	149
第6	港湾・漁港施設の整備	150
第7	避難場所・避難路の確保・整備	150
第8	防災拠点の確保・整備	150
第9	ライフライン対策の推進	151
第10	要配慮者対策の推進	151
第11	土地改良事業の推進	151
第12	防災に関する広報・情報提供等	151
第3節	危機管理体制の整備	151
第1	情報の収集・連絡体制の整備	151
第2	通信手段等の整備	152
第3	関係機関との連携	153
第4	応急復旧体制等の整備	153
第5	緊急輸送の実施体制の整備	155
第6	二次災害の防止体制の整備	155
第7	後方支援体制の整備	155
第4節	災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	155
第5節	防災教育等の実施	155
第1	防災に関する研修等の実施	155
第2	防災知識の普及	156
第3	人材の育成	156
第6節	防災訓練	156
第7節	再発防止対策の実施	157
第2章	災害応急対策	158
第1節	災害発生直前の対策	158
第1	火山災害に関する警戒体制の強化	158
第2	警戒区域の設定、避難勧告等	158
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	158
第1	災害情報の収集・連絡	158
第2	通信手段の確保	159
第3節	活動体制の確立	159
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	159
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	160

第6節	災害発生時における応急工事等の実施	160
第7節	災害発生時における交通の確保等	160
第1節	道路交通の確保	160
第2節	海上交通の確保	161
第8節	緊急輸送	161
第1節	基本方針	161
第2節	緊急輸送に対する支援	162
第9節	二次災害の防止対策	162
第10節	ライフライン施設の応急復旧	162
第11節	地方公共団体等への支援	163
第1節	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	163
第2節	避難活動	163
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	163
第4節	飲料水の確保、支援等	163
第5節	消防活動への支援	163
第12節	被災者・被災事業者に対する措置	164
第1節	被災者への対応	164
第13節	災害発生時における広報	164
第14節	自発的支援への対応	164
第3章	災害復旧・復興	165
第1節	災害復旧・復興の基本方針	165
第2節	災害復旧の実施	165
第1節	降灰除去事業の実施	165
第2節	災害復旧工事の早期着手	165
第3節	査定の早期実施	165
第4節	緊要事業の推進	165
第5節	災害復旧の促進	165
第6節	再度災害の防止	166
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	166
第4節	都市の復興	166
第1節	計画的復興への支援	166
第2節	復興まちづくりへの支援	166
第5節	被災者の居住安定確保に対する支援	166
第1節	公営住宅の整備等	166
第2節	危険区域における住宅再建	167
第6節	被災事業者等に対する支援措置	167

第1章 災害予防

第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方

- 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、国、地方公共団体、公共機関、火山専門家等と協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

第2節 火山災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、国の他の機関、地方公共団体と連携して、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。
- 火山防災協議会において、噴火に伴う土砂災害（火山泥流・土石流等）の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行うとともに、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制に参画する。また、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組等について、各地域の実情に応じて必要とされる事項の協議に参画する。
- 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）により指定された避難施設緊急整備地域において、必要な施設の整備を推進するものとする。

第2 火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 火山の噴火による火砕流、溶岩流、泥流等を防止するため、また不安定堆積物による二次的な土砂災害を防止するために、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うものとする。
- 必要に応じ、所管施設等に被害を与える可能性のある火山について、火山噴火に伴う現象（火砕流、溶岩流、泥流等）による被害範囲を想定し、地震計、雨量計、ワイヤーセンサー、監視カメラ等の火山噴火警戒システムに必要な機器の整備を図るとともに、地方公共団体に対して警戒避難体制の確立に関して指導・助言を行う。また、必要に応じて関係機関に対する情報提供に努めるものとする。
- 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出やそれに伴う大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示を内容とする大規模土砂災害危機管理計画をあらかじめ策定するものとする。
- 地方公共団体と連携して、避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を実施する。
- 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、北海道等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。
- 災害等のおそれのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上

必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

- 火山活動が活発な時は、所管施設のパトロールを重点的に行うものとする。
- 火山噴火に伴う土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報の通知及び大規模土砂災害危機管理計画に基づく対応について、迅速かつ効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
- 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である砂防学等の専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

第3 主要交通・通信機能強化

- 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するように努める。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワーク機能強化対策を進め、大規模な災害の発生に対しても代替路となる経路の確保に努めるものとする。
- 災害発生時においても、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるよう、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等の安全性、信頼性を高めるとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。
- 道路施設等の点検を実施し、現況の把握に努めるとともに、必要な防災対策工を計画的に実施する道路防災対策等により、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- 道路標識、道路情報板等の道路附属物について火山災害に対する安全性の確保を図る。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。

第5 都市の防災構造化の推進

- (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進
 - 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
- (2) 避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備
 - 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
 - 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統かつ計画的な配置を推進するものとする。
 - 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体によ

る防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

第6 港湾・漁港施設の整備

- 第2編第1章第1節第6「港湾・漁港施設の整備」に統合

第7 避難場所・避難路の確保・整備

- 災害時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道、河川の管理用道路、緊急河川敷道路、砂防事業、港湾事業等により整備されたオープンスペース等の整備を推進するものとする。
- 火山の特性、災害の影響を十分考慮しながら、地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統のかつ計画的な配置を推進する。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう助言する。

第8 防災拠点の確保・整備

- 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE 活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。
- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 応急復旧活動拠点、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション等の整備を推進する。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を促進する。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を促進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場、河川、砂防施設、港湾施設等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進するとともに、道の駅、交通広場等の整備を推進する。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 不特定多数の者が使用する官公庁施設や応急対策上重要な官公庁施設の庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努める

ものとする。

- 開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、検討する。

第9 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を促進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を促進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。
- 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として使用し得るよう、階段護岸、農業用排水施設等の整備を図る。

第10 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第11 土地改良事業の推進

- 農業用ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設について、必要な防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、土地改良施設の整備等を推進する。

第12 防災に関する広報・情報提供等

- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力し地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、災害時要援護者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努める。
- 火山災害や不安定堆積物による二次的な土石流災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体にに対し指導・助言を行うものとする。
- 降灰等に起因する土石流等の発生による災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施し、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じた助言を行うものとする。
- 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

第3節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを

- 派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
 - 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努める。
 - 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
 - 災害発生時における迅速かつ適切な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備する。
 - 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
 - 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努める。
 - 非常参集等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによる。
 - 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備する。
 - 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
 - 災害による停電に対応するため、非常用発電設備の設置に努める。
 - 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により、原則として3日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保する。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、の整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話、移動通信システムを積極的に活用する。
- 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

- 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- 気象観測装置、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の火山噴火監視システムを計画的に整備することにより火砕流、溶岩流、泥流等の発生監視を行い、防災関係機関等に対する必要な情報の提供に努めるものとする。
- 河川、海岸、砂防及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設等の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにする。
- 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図る。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 活動火山対策特別措置法に基づき設置された火山防災協議会の構成員として、北海道、市町村、気象台、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家及び観光関係団体等と相互に連携を図り、警戒避難体制（噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定など）の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、路面清掃車等の災害対策用機械、建設機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との

連携の下、あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

- 火山噴火に伴う大規模な降灰等の発生が予想される場合、迅速に降灰等の状況を確認できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備する。また、大規模な降灰等が確認され重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、迅速に土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施できるよう、事前に人員及び資機材の派遣体制を整備する。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図る。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における地方整備局等間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、地方整備局等間の応援や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動に関する応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員の派遣及び資機材等を提供するための体制を整備しておくものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。
- 都市再生緊急整備地域（札幌市）の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保する

ため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画に基づき、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 大雨等に伴う二次災害の発生を防止するため、建築物の危険度や土砂災害危険箇所を応急的に判定する技術者を育成し、その活用を図るものとする。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第4節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進

- 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに、観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。
- 火山災害技術に関する研究として、火山噴火に伴い発生する火砕流、溶岩流、火山泥流、土石流、大規模崩壊等による人命、家屋、公共施設等の被害を防止、軽減するため、独立行政法人、大学、民間の研究機関、海外の研究機関とも連携し、次に示すような研究を推進するとともに、防災の施策に反映させるものとする。
 - ・ 火山噴火に伴い発生する火砕流、溶岩流、火山泥流、土石流、大規模崩壊等により生じる土砂流出による災害の防止対策に関する研究及び火山灰の降灰除去に関する技術開発
 - ・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図る。

第5節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。また、有識者等による研修や講習会、実地研修の開催等による防災教育についても実施する。

- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめた資料を作成し活用するものとする。
- 防災に関する講習会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第6節 防災訓練

- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

- ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- ・ 複合災害対策
様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第7節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施する。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第1 火山災害に関する警戒体制の強化

- 札幌管区気象台から通報を受けた噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）を所定の組織に伝達するとともに、防災体制を強化するものとするものとする。

第2 警戒区域の設定、避難指示等

- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所とされた施設以外の所管の施設について避難場所として使用したい旨要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとするものとする。
- 火山噴火監視システム等により火砕流、溶岩流、泥流等の発生監視を行い、北海道等に対し速やかに必要な情報の提供を行うものとし、また、北海道等に対し、火山災害が予想された場合は速やかに報告を行うよう指導するものとする。
- 地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告の対策に対し、必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 火山災害が発生した場合、噴火情報や被害情報を迅速、広域的に収集・連絡する。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 火山災害情報等の把握、連絡

- 火山災害が発生した場合、まず札幌管区気象台より火山噴火情報の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、噴火、降灰、火砕流、溶岩流、泥流等の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の火山災害が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
- 被災状況、災害応急対策活動状況等の情報に関し、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 直ちに、災害情報連絡のため通信手段を確保する。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 火山噴火に伴う大規模な降灰等が発生した場合、若しくは発生が予想される場合、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、降灰の状況等の情報を迅速に収集し、相互に連絡するものとする。
- 応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況、降灰等の状況を迅速に把握する。
- 災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報、レーザー距離計等のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- 地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。

- 災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇等により調査を行う。

第2節 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置する。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずる。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 災害対策に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行うものとする。
- 被災地方整備局に対して、必要に応じ地方整備局等間応援マニュアルに基づき、人的、物的な応援を行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 直ちに、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握して、二次災害の発生を防止し、住民の生活確保を図ることを最優先に速やかに応急復旧を行うものとする。
- 所管施設に係る被災情報の収集活動を行う防災エキスパート制度等によりボランティアの活用を図るものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 港湾・漁港施設
 - 第2編第2章第3節(3)「港湾・漁港施設」に統合
- (4) 航空施設
 - 火山災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港の土木施設の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。
- (5) 都市施設等
 - 都市公園の点検を実施者である地方公共団体等と連携して被災状況の情報を収集するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
 - 国営滝野すずらん丘陵公園について、施設の緊急点検を実施するとともに、利用者の安全確保に支障がないよう必要な応急復旧活動等の必要な措置を講じる。
 - 公営住宅の管理者である地方自治体と連携して被災状況の情報を収集するとともに、応急復旧等に必要な支援を行う。

- 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
- (6) 農業施設
 - 災害発生直後に、直轄管理している農業用排水施設の緊急点検を実施する。また、管理委託等を行っている施設の被災状況の把握に努める。
- (7) 官庁施設
 - 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 官庁施設の構造体、建築設備、非常用発電設備、通信装置等の点検を行うとともに、各省庁地方支分部局等を通じ施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 被災地地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行う。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣するものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急工事等の実施

- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ、外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 一定の基準を満たす地域については、降灰の除去を実施するものとする。
- 必要に応じ、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じ、無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 必要に応じ、他の機関が管理する施設の被災状況を把握し、必要な措置の実施を指導する。

第7節 災害発生時における交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行うものとする。

第1 道路交通の確保

- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施する。

- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、仮設等の応急復旧や代替路の設定等を行い、道路交通の確保等に努める。
- 道路啓開について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずる。
- 災害による道路の破損、欠壊その他の理由により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じて管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に緊密な連絡を行う。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、火山活動の影響に十分配慮して広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第2 海上交通の確保

- 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者等と協力して、速やかに、被害状況を把握し、必要に応じ、仮設等の応急復旧等を行う。
- 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- 航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。
- 被災により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

第8節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定する。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物

資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第9節 二次災害の防止対策

- 災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ、応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 河川、海岸、港湾施設等が被災又は決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 火山噴火による噴出物の堆積や、地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、地すべり防止工事士や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。
- 降灰等に起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び北海道に土砂災害緊急情報を通知するものとする。
- 土石流などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うため、職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。
- 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を行うものとする。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じ、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体から支援の要請があった場合は、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣あるいは斡旋する。
- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。
- 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとするものとする。
- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行うものとする。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないように、都道府県等に対し適切な助言を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行う。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行う。
- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第5 消防活動への支援

- 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水

貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第12節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状態等を確認の上、適切に対処する。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第13節 災害発生時における広報

- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行う。
- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。
- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般住民等に提供する。

第14節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成・指導にあたりるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置する。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対応するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行うものとする。

第2節 災害復旧の実施

第1 降灰除去事業の実施

- 火山の噴火に伴う降灰により、住民の日常生活に著しい支障が生じるおそれのある場合には、迅速に降灰除去を実施するものとする。

第2 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第3 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定が実施されるよう、所管省庁に災害復旧費を申請し、事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定が円滑かつ迅速に実行されるよう、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、土地改良施設、下水道、公園、空港、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第4 緊要事業の推進

- 交通の確保、施設の増破の防止のため、特に必要がある場合は、応急本体工事を実施する。また、事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図るものとする。

第5 災害復旧の促進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸

送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入れにも可能な限り協力を行う。

- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係機関に適切な交通規制の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第6 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援するものとする。
- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援するものとする。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、

その後、入居者資格を有する被災者については、適宜、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行う。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第 2 危険区域における住宅再建

- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や再度災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく行為制限の適切な実施並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく建築物の構造の規制、移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第 6 節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供する。

第7編 雪害対策編

第7編	雪害対策編目次	168
第1章	災害予防	170
第1節	雪害対策の推進	170
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	170
第2	雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	170
第3	主要交通・通信機能強化	170
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	170
第5	都市の防災構造化の推進	171
第6	防災拠点の確保・整備	171
第7	ライフライン対策の推進	172
第8	要配慮者対策の推進	172
第9	土地改良事業の推進	172
第10	防災に関する広報・情報提供等	172
第2節	危機管理体制の整備	173
第1	情報収集・連絡体制の整備	173
第2	通信手段等の整備	173
第3	関係機関との連携	174
第4	応急復旧体制等の整備	174
第5	緊急輸送の実施体制の整備	176
第6	二次災害の防止体制の整備	176
第7	後方支援体制の整備	176
第3節	災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	176
第4節	防災教育等の実施	176
第1	防災に関する研修等の実施	176
第2	防災知識の普及	177
第3	人材の育成	177
第5節	防災訓練	177
第6節	再発防止対策の実施	178
第2章	災害応急対策	179
第1節	災害発生直前の対策	179
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	179
第1	災害情報の収集・連絡	179
第2	通信手段の確保	179
第3節	活動体制の確立	180
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	180
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	180
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	181
第7節	災害発生時における交通の確保等	181
第1	道路交通の確保	181
第8節	緊急輸送	182
第1	基本方針	182
第2	緊急輸送に対する支援	182

第9節	二次災害の防止対策	182
第10節	ライフライン施設の応急復旧	182
第11節	地方公共団体等への支援	183
第1節	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	183
第2節	避難活動	183
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	183
第12節	被災者・被災事業者に対する措置	183
第1節	被災者等への対応	183
第13節	災害発生時における広報	184
第14節	自発的支援への対応	184
第3章	災害復旧	185
第1節	災害復旧の基本方針	185
第2節	災害復旧の実施	185
第1節	災害復旧工事の早期着手	185
第2節	査定の早期実施	185
第3節	災害復旧の推進	185
第4節	再度災害の防止	186
第3節	復旧資機材の安定的な確保	186
第4節	都市の復興	186
第1節	計画的復興への支援	186
第2節	復興まちづくりへの支援	186
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	186
第1節	公営住宅の整備等	186
第6節	被災事業者等に対する支援措置	186

第1章 災害予防

第1節 雪害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。
- 北海道の地域特性に配慮しつつ、道路の雪害事業等を地方公共団体及び国の他の機関と連携して、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを推進するものとする。

第2 雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 豪雪に対し、緊急に道路を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について体制の整備を図るとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械、除雪資機材の備蓄に努める。
- 冬期における道路交通の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備、スノーシェッド、防護柵、消雪施設など防雪施設の整備を行う。
- 融雪時等の土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサーの設置等を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
- 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、北海道等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。
- 雪害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うものとする。

第3 主要交通・通信機能強化

- 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するように努める。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 災害を防止するため、除雪を実施する。
特に大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「短期間の集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小化するため、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するため、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組みとともに、渋滞の起点となりやすい交差点などのリスク箇所に対して防雪施設や、車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を行うなど、地域の実情に応じて道路整備を進めるものとする。
- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するように努めるものとする。
- 災害発生時においても、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。
- 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等により、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

- 集中的大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的に除雪作業を行うものとする。
- 冬期の交通支障箇所となっている凍結路面箇所等において消融雪施設を重点的に整備するとともに、市街地内において流雪溝を整備し、地域と連携した雪処理を推進するものとする。
- 老朽化した雪寒対策施設の計画的な維持保全及び更新を図るとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど除雪作業の担い手となる地域の建設業者確保のための方策について検討を進める。
- 低気圧及び前線の活動等による降雪量、積雪量、気温等の気象状況を観測及び収集・伝達するための施設及び設備を整備するものとする。
- 気象情報等の収集装置の整備を進めるとともに、きめの細かい気象情報・路面情報の提供に加え、通行止め予測については、高速道路に並行する国道等も合わせて通行止め予測を発表し、繰り返し、外出の自粛や広域的な迂回を呼びかけるものとする。
- ICT等の新技術の活用による除雪機械の省力化・省人化、冬期の安全な走行を支援する技術等の開発を積極的に進め、より効果的、効率的な雪寒対策手法を開発するものとする。
- 雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については防災関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒態勢の整備などの応急対策を行う。
- 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、計画的・予防的な通行規制区間を設定するとともに、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 計画的・予防的な通行規制を実施するにあたっては、運送事業者や荷主に対し、輸送のスケジュールやルート変更の検討を促すため、通行規制予告等の情報を提供するものとする。

第5 都市の防災構造化の推進

- (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進
 - 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
- (2) 積雪期における都市機能の維持
 - 雪に強い冬の生活環境づくりを進めるため、道路、下水道、治水事業など北海道開発事業の広範な分野で、地方公共団体、住民など地域の主体的な取組みと一体となった次に掲げる事業を、「ふゆトピア事業」として推進するものとする。
 - ・ 地方中枢・中核都市等において、地域の特性を生かした冬に強い交通基盤づくり、除排雪・融雪システムの整備等の都市内総合雪対策モデル事業
 - ・ 豪雪による被害を防止するため、国道、道道、市町村道などを有機的に組み合わせた流雪溝の面的整備、下水処理水等のローカルエネルギーを有効活用した消融雪施設や流雪溝等といった冬の生活環境整備などの北のまちづくり事業
 - ・ 消流雪用水導入事業など冬の生活に配慮した河川整備、冬でも安全で確実な交通を確保するふゆ道づくり

第6 防災拠点の確保・整備

- 豪雪災害発生時においても除雪活動等の拠点として機能する除雪ステーション、道の駅、交通広場、港湾の防災拠点等を整備するものとする。
- 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用して TEC-FORCE 活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動

拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえ TEC-FORCE 活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE 活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

- 防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 不特定多数の者が使用する官公庁施設や応急対策上重要な官公庁施設の庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。
- 北海道開発局（以下「本局」という。）、開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、関係機関と協議し、検討する。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本局の施設等については、所管する施設等の効果的な利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

第7 ライフライン対策の推進

- 地方公共団体及びライフライン事業者と緊密な連携を図り、電線共同溝を推進する。下水道施設については、ライフライン機能が確保できるよう下水道のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。
- 下水道については、降雪に伴う処理水の温度低下による処理機能の低下を防止するため、水処理施設に覆蓋を設置するなどの対策を推進するものとする。

第8 要配慮者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を雪崩災害及び土砂災害から保全する雪崩防止施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 積雪地域の中心市街地や通学路、福祉施設周辺等において、ロードヒーティング、消雪パイプ、流雪溝等の除雪、消雪施設の整備促進、消流雪用水の確保、投雪の省力化を図るための機器の開発や歩道除雪を推進することにより積雪時の快適な歩行環境を確保するとともに、雪下ろしなどをしなくて済むような克雪住宅の普及・整備を促進するものとする。

第9 土地改良事業の推進

- 農業用ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的農業水利施設について、必要な防災・減災対策を強化するため、土地改良事業の実施又は計画されている地域等において、土地改良施設の整備等を推進する。

第10 防災に関する広報・情報提供等

- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。
- 除雪作業の円滑化を図るため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるものとする。
- 雪崩、融雪時における土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関

係機関と協力して、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

- 短期間の集中的な大雪が予想される時には、「大雪に関する緊急発表」等により、道路利用者に不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回、出発時間の変更等を呼びかけるものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図る。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化する。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 豪雪等災害発生時における迅速かつ的確な除雪を実施するため、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 災害による停電に対応するため、非常用発電設備の設置に努めるものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等を設置するとともに、原則として3日間以上運転できる燃料の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を道路情報板、路側通信等により速やかに道路利用者等に伝達するものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連

装置の二重化の推進を図るものとする。

- ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作などの習熟を図る。
- ・ 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システムを積極的に活用するものとする。
- ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- 気象観測装置、積雪深計のオンライン化、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
災害発生時の情報を迅速かつ的確に収集・提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- きめの細かい気象情報、路面情報の提供を行うため、渋滞の起点となりやすい交差点、インターチェンジのランプ部など立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所のカメラの増設や気象情報等の収集装置の整備を進めるものとする。
- 道路標識、道路情報板等の道路の附属物について雪害に対する安全性の確保を図るものとする。
- 河川、海岸、砂防及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにする。
- 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図るものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討するものとする。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
 - 防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。
- 迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な

照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 道路の除排雪、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、道路管理者間の相互支援により除雪車等をあらかじめ広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。

- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 豪雪時において、緊急に交通を確保すべき路線を、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して定めるものとする。
- 豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行うものとする。
- 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、あらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における地方整備局等間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立するものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員の派遣及び資機材等を提供するための体制を整備しておくものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の

把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言するものとする。

- 都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画に基づき、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 防災関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。
- 緊急輸送ネットワークとして指定れた輸送施設や輸送拠点について、特に災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

第6 二次災害の防止体制の整備

- 二次災害の発生を防止するため、災害危険箇所を応急的に判定する技術者を育成し、その活用を図るものとする。

第7 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておく。
- 庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害が発生した場合に備え、災害応急対策等に従事する職員のため食料、飲料水、燃料等を備蓄するものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進

- 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図る。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講習会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 冬期間の運転においては、気象状況や路面状況の急変があること、及び大雪・暴風雪を踏まえ、暴風雪時の外出を控えること、やむを得ず外出する場合には車内へのスコップ、防寒具、毛布、牽引ロープ等の携行や大型車両へのタイヤチェーン装着の徹底について啓発を行うとともに、関係機関と連携し、冬道安全運転教育等に取り組む。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設や土砂災害等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた 実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に

関する訓練を実施するものとする。

- ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- ・ 除雪対策
関係機関等と連携し、立ち往生車両・放置車両等の移動訓練や大規模な車両滞留が発生した場合を想定した乗員保護訓練等、大雪時に道路交通を確保するための合同訓練を実施する。
- ・ 複合災害対策
様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

- 被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、災害が予想される場合は、その情報を情報施設、防災関係機関と協力して地域住民、道路利用者等に対し速やかに伝達するものとする。
- 大雪時もしくは大雪が予想される場合には、できるだけ早く通行規制予告を行った上で、広域的な迂回の呼びかけを実施するとともに、道路の状況を確認の上、早期の除雪に出動すること等により、適時適切な除雪作業を実施するものとする。また、必要に応じ、チェーンを適切に装着していない大型車等の通行制限や、早い段階での通行止めを行った上での集中的な除雪の措置に努めるものとする。
- 大雪時もしくは大雪が予想される場合、降雪予測等を踏まえ、幹線道路の通行止め予測を発表する。その際、ETC2.0、VICS情報、SNSやラジオ等を活用し、必要に応じて、迂回経路等もあわせて情報提供を行うものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 災害情報等の把握・連絡
 - 大規模な災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省、本局、本部に連絡するものとする。
 - 速やかに、被災状況、災害応急対策活動状況等の情報を把握するとともに、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
 - 直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 被害情報の収集・連絡
 - 概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省、本局、本部に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
 - 応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
 - 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
 - 車両の滞留が発生した場合には、滞留状況を正確に把握するための体制を確保し、関係機関に正確かつ迅速に共有するものとする。
- (3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
 - 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況を迅速に収集するものとする。
 - 大規模な災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
 - 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
 - ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
 - 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システム（ヘリサット）の出動を要請する場合は、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備

の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

- ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方整備局等に対して、必要に応じ地方整備局間等応援マニュアルに基づき、人的、物的な応援を行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 直ちに、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握して、二次災害の発生を防止し、住民の生活確保を図ることを最優先に速やかに応急復旧を行うものとする。
- 雪崩災害が発生した場合は、早急に被災状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ応急工事を実施するものとする。
- (1) 河川管理施設等
 - 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、雪崩防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
- (2) 道路施設
 - 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- (3) 航空施設
 - 空港の土木施設等について、空港管理者と協力して、速やかに緊急点検を実施し、被害状況を把握するものとする。
- (4) 都市施設等
 - 国営公園の点検を実施する。
 - 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
- (5) 農業施設
 - 災害発生直後に、直轄管理している農業用排水施設の緊急点検を実施する。また、管理委託等を行っている施設の被災状況の把握に努めるものとする。
- (6) 官庁施設
 - 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁地方支分部局等を通じ施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達する。
- 関係業界団体等との災害発生時における災害応急対応業務に関する協定に基づ

き、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じその他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。

- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急工事等の実施

- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとするものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 必要に応じ、他の機関が管理する施設の被災状況を把握し、必要な措置の実施を指導するものとする。

第7節 災害発生時における交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。

第1 道路交通の確保

- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、除排雪、応急復旧等を行い、道路交通の確保等に努めるものとする。なお、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行うものとする。
- 被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。
- 路上の障害物の除去、除雪等について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- 通行規制や道路啓開に関し、被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図る。また、災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

- 港湾施設及び漁港施設内の道路について、港湾管理者及び漁港管理者と協力して、速やかに、障害物の除去、除雪等を図り、緊急輸送路の確保に努めるものとする。
- 災害により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合においては、警察機関及び関係道路管理者と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により道路啓開、除雪作業、応急復旧等の状況を、迅速に情報提供するものとする。

第8節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定するものとする。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の現地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図るものとする。

第9節 二次災害の防止対策

- 災害発生後に二次災害発生の危険を見極めつつ、災害の発生を防止し、軽減を図るため、危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うため、職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

- ライフライン施設等の復旧のため、可能な限り復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバによる通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣するものとする。
- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 地域住民が安全に避難できるよう迅速な除雪等を実施するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接 要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。
- 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行う。被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。
- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行うものとする。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないように、北海道等に対し適切な助言を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を本省及び関係地方整備局に要請する。

第12節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡

手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努めるものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 道路管理者が有する車両の滞留状況や開放の見通し等に関する情報等から、積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、市町村等と支援体制を構築し、滞留車両に物資を適切に提供するとともに、健康状況確認を的確に行い、必要に応じて避難所やホテル等への一時避難の支援を行うものとする。

第13節 災害発生時における広報

- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図るものとする。
- 車両の滞留が発生した場合には、道路情報板への表示や日本道路交通情報センター等の手段を活用して、滞留者に対して直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止め解除の見通し等の情報を提供するものとする。

第14節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティア申し入れ入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講ずる。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置する。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行う。
- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援する。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定が円滑かつ迅速に実行されるよう、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行う。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、土地改良施設、下水道、公園、空港、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 災害復旧活動の円滑化を支援するため、除雪等を実施し、道路交通を確保するものとする。
- 災害に伴い発生したがれき等の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係機関に適切な交通規制の導入を要請するほか、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において、特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請するものとする。
- 被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関

係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 雪崩、融雪等による土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。
- 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努める。

第3節 復旧資機材の安定的な確保

- 災害復旧に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援するものとする。
- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行うものとする。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援するものとする。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行う。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第6節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を、速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供する。

第8編 海上災害対策編

○ 本編では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生又は船舶からの危険物等の大量流失等による著しい海洋汚染等の海上災害に関する対策について記述する。

なお、道路施設に対する風波浪による油の被害については、「道路災害対策編」、港湾施設に対する風波浪による油の被害については、「港湾危険物等災害対策編」による。

第8編 海上災害対策編目次	187
第1章 災害予防	189
第1節 海上災害対策の推進	189
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	189
第2 環境等に係る情報収集・整理	189
第3 防災拠点の確保・整備	189
第4 防災に関する広報・情報提供等	189
第2節 危機管理体制の整備	189
第1 情報の収集・連絡体制の整備	189
第2 通信手段等の整備	189
第3 関係機関との連携	190
第4 応急復旧体制の整備	190
第5 後方支援体制の整備	191
第3節 海上交通環境の整備	191
第4節 災害、防災に関する技術開発等の推進	191
第5節 防災教育等の実施	191
第1 防災に関する研修等の実施	191
第2 防災知識の普及等	191
第3 人材の育成	191
第6節 防災訓練	191
第2章 災害応急対策	193
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	193
第1 災害情報の収集・連絡	193
第2 通信手段の確保	193
第2節 被災施設等の応急復旧	193
第3節 活動体制の確立	193
第4節 災害発生直後の施設の緊急点検	193
第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	194
第6節 有害物質等流出時における応急対策	194
第7節 災害発生時における道路交通の確保等	194
第8節 地方公共団体への支援	194
第1 情報収集、資機材の提供等	194
第9節 災害発生時における広報	194
第10節 自発的支援への対応	194

第3章	災害復旧	196
第1節	被災した港湾施設等の本格復旧	196
第1	基本方針	196

第1章 災害予防

第1節 海上災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 災害発生時において適切な対応を図るため、所管施設の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期する。

第2 環境等に係る情報収集・整理

- 油流出事故等の有害物質の流出時における対応を総合的かつ効果的に実施するため、港湾等に係る関係情報を収集し、適宜最新のものとして整理する。

第3 防災拠点の確保・整備

- 災害発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう、早期に対応が可能な油回収船等の運用を図る。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努める。

第4 防災に関する広報・情報提供等

- 災害発生時において、適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制並びに施設及び設備の整備を図るとともに、適切な防災情報、災害情報の伝達に努める。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行う。
- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を適切に提供する。
- 事故発生後の経過に応じて関係行政機関、関係地方公共団体等に提供すべき情報について整理しておく。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図る。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努める。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておく。
- 大規模災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行う。
- 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努める。
- 非常参集等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備する。

第2 通信手段等の整備

- 災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策、専用通信設備、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）の整備を推進する。

- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項による。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システムを積極的に活用する。
- 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用機械、パトロールカー等を整備するとともに、北海道開発局の保有する災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に災害対策本部等に伝達するシステムを整備する。
- 気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備する。
- 公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等通信基盤の整備を推進する。
- N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておく。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会と緊密な連携を図る。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行う。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。
- 災害発生時に関係行政機関等からなる排出油防除協議会等と調整の下に、連携して防除活動を行うよう協力体制を整える。

第4 応急復旧体制の整備

- 防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の確保に努める。
- 調査に必要な簡易分析機器、調査用資材やオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の応急対策用の資機材の備蓄を推進するとともに、資機材を管理する事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図る。
- 迅速かつ確実な応急対策を行うため、北海道開発局が保有する機械について整備計画を策定するとともに、運用に関する規程を整備する。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図る。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努める。
- 被災開発建設部に対し、北海道開発局（以下「本局」という。）及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等を派遣するための体制を整備しておく。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

第5節 後方支援体制の整備

- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておく。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておく。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 海上交通環境の整備

- 法令の定める技術基準に従い、港湾施設等の整備等を行うことにより、海上交通の安全性の向上に努める。

第4節 災害、防災に関する技術開発等の推進

- 原因物質別に適切な応急対策技術を講ずることが被害の拡大を防止する上で重要であることから、次の掲げる技術開発を行うとともに、研究の成果を対策に反映させる。
 - ・ 油や有害物質の流出時における効率的な処理技術の改善及び開発
 - ・ 流出・漂着物等の河川、海岸域等への影響の研究や効率的な回収技術の開発

第5節 防災教育等の実施

第1節 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化する。
- 職員に対して、災害発生時に適切な処置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

第2節 防災知識の普及等

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努める。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努める。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画する。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 人材の育成

- 被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援する。

第6節 防災訓練

- 防災関係機関との連携を強化し、大規模な災害を想定した防災訓練を実施する。
- 訓練を行うに当たっては、被害の想定を明確にするとともに、参加者自身の判断を求める内容を盛り込むなどの工夫をする。
- 情報の収集伝達訓練、災害応急復旧訓練、災害対策本部等設置運営訓練、非常参集

訓練、緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練など、実践的な防災訓練を実施する。

- 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 被災状況等の収集・連絡

- 概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後、直ちに本省に連絡するものとし、順次、内容、精度を高めるものとする。
- 被災状況を迅速に収集するとともに、災害応急対策活動状況等の情報を本省に連絡するとともに、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。
- 直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るとともに、港湾利用者及び背後住民への適切な情報提供を行うため、災害情報板、放送施設等の情報提供装置の整備を図る。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意する。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 被災施設等の応急復旧

- 港湾施設等の被害状況を早急に把握するとともに、被災した港湾施設等の応急復旧を迅速に行う。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する港湾施設等の被害状況の早急な把握、被災した港湾施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じ、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう調整を行うとともに、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）の地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣等を行う。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置する。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずる。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めところによる。
- 災害対応に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施する。
- 災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 大規模な災害発生時に、港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう港湾管理者等と協力して、パトロールの実施等により状況の把握に努めるとともに、必要に応じ施設の緊急点検を実施する。
- 所管施設等に係る被災情報の収集の支援活動を行うボランティア等の活用を図

る。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達する。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣する。
- 関係業界団体との協定等に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じその他の関係業界団体に対し、要請を行う。
- 防除用資機材の効率的な利用を図るため、関係行政機関等との緊密な連携を保つ。

第6節 有害物質等流出時における応急対策

- 応急対策の実施に当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、有害物質等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。
- 海洋において大量の油流出事故が発生し、海上保安官署から支援の要請があった場合は、浚渫兼油回収船等の出動を本省及び関係地方整備局に要請し、可能な限り防除活動を行う。
- 海域等において油等が流出し、河口部等に漂着するおそれがある場合には、漂着の未然防止を図るための措置を講ずるものとし、漂着した場合には、防災関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。また、必要に応じ、外部の専門家を派遣し、指導・助言を得る。

第7節 災害発生時における道路交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。

第8節 地方公共団体への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行う。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- 流出・漂着油等の防除方策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは外部の専門家を派遣する。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体から支援の要請があった場合は、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

第9節 災害発生時における広報

- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行う。
- 情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用する。
- 港湾施設等の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般住民等に提供する。
- 被災した港湾施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般住民等に提供し、可能な限り復旧予定時期を明示する。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図る。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行う。

第10節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事

業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努める。

- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたり、そのリーダーとなる人材の活用等に努める。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講ずる。

第3章 災害復旧

第1節 被災した港湾施設等の本格復旧

第1 基本方針

- 自ら又は港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した港湾施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。また、被災した港湾施設等の本格復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害発生防止の観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧を行う。
- あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

第9編 道路災害対策編

- 本編は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害及び水質事故を原因とする道路施設に対する風波浪による油の被害に関する対策について記述する。

第9編	道路災害対策編目次	197
第1章	災害予防	199
第1節	道路災害対策の推進	199
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	199
第2	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	199
第3	防災拠点の確保・整備	199
第4	ライフライン対策の推進	199
第5	防災に関する広報・情報提供等	200
第2節	危機管理体制の整備	200
第1	情報の収集・連絡体制の整備	200
第2	通信手段等の整備	200
第3	関係機関との連携	201
第4	応急復旧体制の整備	201
第5	後方支援体制の整備	202
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	203
第4節	防災教育等の実施	203
第1	防災に関する研修等の実施	203
第2	防災知識の普及	203
第3	人材の育成	204
第5節	防災訓練	204
第6節	再発防止対策の実施	204
第2章	災害応急対策	205
第1節	災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	205
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	205
第1	災害情報の収集・連絡	205
第2	通信手段の確保	205
第3節	活動体制の確立	205
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	206
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	206
第6節	災害発生時における応急復旧工事等の実施	206
第7節	災害発生時における道路交通の確保等	206
第8節	二次災害の防止対策	207
第9節	ライフライン施設の応急復旧	207
第10節	地方公共団体等への支援	207
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	208
第2	避難活動	208
第3	飲料水の確保、支援等	208
第11節	被災者等への対応	208
第12節	災害発生時における広報	208

第13節	自発的支援への対応	209
第3章	災害復旧	210
第1節	災害復旧の基本方針	210
第2節	災害復旧の実施	210
第1	災害復旧工事の早期着手	210
第2	査定の早期実施	210
第3	災害復旧の推進	210
第4	再度災害の防止	210

第1章 災害予防

第1節 道路災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進する。
- 道路災害を防止し、又は道路災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路施設の維持管理を強化するとともに、道路災害対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い道路空間を確保し、国の他の機関、地方公共団体等と連携して、北海道の地域特性に配慮しつつ、道路災害に強い国づくり、まちづくりを推進するものとする。

第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するよう努めるものとする。
- 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐震性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
- 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずる。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。
- 異常気象時においても、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるよう努めるものとする。
- 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。なお、施設の長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- 防災対策工の実施に当たっては、治水、港湾事業等他の事業との連携により、効果的な対策を進めるものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合、必要に応じ、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第3 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。
- 応急復旧活動拠点等として活用できる防災ステーション等の整備を推進する。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第4 ライフライン対策の推進

- 地方公共団体及びライフライン事業者と緊密な連携を図り、電線共同溝を推進する。下水道施設については、ライフライン機能が確保できるよう下水道のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。

第5 防災に関する広報・情報提供等

- 災害発生時において、適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制並びに施設及び設備の整備を図るとともに、適切な防災情報、災害情報の伝達に努めるものとする。
- 住民等からの問い合わせについての的確な対応ができる体制の整備に努めるものとする。
- 道路災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力して地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請が無くても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
- 災害発生時における迅速かつ適切な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備するものとする。
- 気象官署による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象官署と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努める。
- 非常参集等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによる。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保する。また、原則として3日間以上運転できることとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行う。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておく。

- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項による。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図る。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システムを積極的に活用する。
 - ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- 気象観測装置、水位計のオンライン化、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備することに努めるほか、雨量等の状況を収集・伝達するための施設及び設備を計画的に整備を図るものとする。
- 災害時の情報を迅速かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達等が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- 道路施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行う。また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、道路施設の被害情報等の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにする。
- 監視用カメラ等の情報収集設備や道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図る。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

第4 応急復旧体制の整備

- 道路災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から充分行うものとする。

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えとして、道路施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄を持つ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模な道路災害発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、北海道開発局はあらかじめ、地方整備局等間の応援や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動に関する応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 危険物等の流失時に的確に対応できるよう資機材等の整備促進に努めるものとする。
- 各所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。

第5 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 災害が発生した場合に備え、災害応急対策等に従事する職員のための食料、飲料

水、燃料等を備蓄するものとする。

- 食料、飲料水、燃料等を備蓄するに当たっては、原則３日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請するものとする。

第３節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
 - ・ 災害による被災防止を図るための道路施設の計画・設計手法、日常点検手法の高度化、技術指針等の整備
 - ・ 災害関連データ等、被災防止を図るための情報基盤の開発
 - ・ 斜面、のり面等の探査、安定性に関する調査・評価技術、対策工法等についての技術開発
 - ・ 高度道路交通システムを活用した防災に関する技術開発
 - ・ 地域と一体となった道路防災体制、住民等への防災情報の伝達方法、防災意識の高揚についての研究
 - ・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

第４節 防災教育等の実施

第１ 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第２ 防災知識の普及

- ＮＰＯ、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行うものとする。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講習会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及に資する施設等の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

る。

第3 人材の育成

- 被災した道路施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 防災関係機関と連携を強化し、大規模な道路災害を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集
一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。
なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。
また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営
迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
 - ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 防災関係機関と連携し、被害を及ぼす可能性のある道路災害危険箇所等の状況を把握し、災害が予測される場合は、その情報を防災関係機関と協力して地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 災害情報等の把握、連絡
 - 大規模な災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省、本局、本部に連絡するものとする。
 - 速やかに、被災状況、災害応急対策活動状況等の情報を、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
 - 直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 被害情報等の把握、連絡
 - 概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省、本局、本部に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
 - 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
 - 地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン及び衛星通信車等を派遣するものとする。
 - 所管施設等に係る被災情報の収集の支援活動を行う防災エキスパート等のボランティアの活用を図るものとする。
 - 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- (3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
 - 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況を迅速に収集するものとする。
 - 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
 - ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
 - 災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
 - 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規

程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。

- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方整備局に対して、人的、物的な応援を行なう必要がある場合には、地方整備局等間応援マニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
- 道路施設の応急復旧を円滑に行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第6節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

- 速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ、外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 道路交通の確保等を図るため必要に応じ、必要な措置の実施を指導するものとする。

第7節 災害発生時における道路交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行うものとする。
- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、応急復旧等を行い、道路交通の確保等に努めるものとする。
- 道路啓開について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- 災害による道路の破損、欠壊その他の事由により道路の通行が危険であると認め

られる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関に連絡を行うものとする。

- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民が保有するブローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早急の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 道路管理者である北海道及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第 8 節 二次災害の防止対策

- 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、二次災害発生の危険を見極めつつその拡大を防止するため必要な対策を行うものとする。
- 災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施し、適切な警戒体制の整備等を行うものとする。
- 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための職員を現地に派遣し技術的な指導を行う。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 類似の要因による同種の災害を防止するため、必要に応じて、被災現地以外の類似の道路施設等について点検・調査を行い、必要な対策を図るものとする。

第 9 節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 10 節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力

を行うものとする。

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体等との通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣するものとする。
- 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第3 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐水性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

第11節 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第12節 災害発生時における広報

- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図るものとする。
- 情報の公表及び広報活動内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。

第13節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努めるものとする。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

- 被災した地方公共団体が道路の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合、支援を行うものとする。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- 災害復旧工事と現地における査定が円滑かつ迅速に実行されるよう、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- 災害発生後、道路施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民政の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- 地域の社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 道路施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。

第4 再度災害の防止

- 公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- 道路施設の災害復旧事業に関し、狭窄部、橋梁等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。
- 道路災害発生箇所について応急対策を実施するとともに、災害関連事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第10編 河川水質事故災害対策編

○ 本編では、有害物質の大量流出による河川、海岸等における著しい水質の汚染等の水質事故災害に関する対策について記述する。

なお、水質事故を原因とする、海洋汚染については「海上災害対策編」、道路施設に対する風波浪による油の被害については、「道路災害対策編」、港湾施設に対する風波浪による油の被害については、「港湾危険物等災害対策編」による。

第10編 河川水質事故災害対策編目次	211
第1章 災害予防	212
第1節 水質事故災害対策の推進	212
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	212
第2 環境等に係る情報収集・整理	212
第3 防災拠点の確保・整備	212
第4 防災に関する広報・情報提供等	212
第2節 危機管理体制の整備	212
第1 情報の収集・連絡体制の整備	212
第2 通信手段等の整備	213
第3 関係機関との連携	213
第4 応急復旧体制の整備	214
第5 後方支援体制の整備	214
第3節 災害、防災に関する技術開発等の推進	214
第4節 防災教育等の実施	214
第1 防災に関する研修等の実施	214
第2 防災知識の普及	215
第3 人材の育成	215
第5節 防災訓練	215
第6節 再発防止対策の実施	216
第2章 災害応急対策	217
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	217
第1 災害情報の収集・連絡	217
第2 通信手段の確保	217
第2節 活動体制の確立	217
第3節 災害発生直後の施設の緊急点検	217
第4節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	217
第5節 有害物質等流出時における応急対策の実施	218
第6節 災害発生時における道路交通の確保等	218
第7節 地方公共団体等への支援	218
第1 情報収集、資機材の提供等	218
第8節 災害発生時における広報	218
第9節 自発的支援への対応	218

第1章 災害予防

第1節 水質事故災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 水質事故発生時において適切な対応を図るため、河川及び海岸保全施設の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期すものとする。また、河川においては、平常時より河川の巡視、河川水質の監視等強化を図るものとする。

第2 環境等に係る情報収集・整理

- 有害物質等の流出時における対応を総合的かつ効果的に実施するため、河川、海岸等に係る関係情報を収集し、適宜最新のものとして整理するものとする。

第3 防災拠点の確保・整備

- 応急復旧活動、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション等の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第4 防災に関する広報・情報提供等

- 水質事故発生時において適切な判断及び行動に資するため、水質事故に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、事故発生後の経過に応じて関係行政機関、関係地方公共団体等に提供すべき情報について整理しておく。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請が無くても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 水質事故が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うものとする。
- 河川水質の異常を発見した場合の連絡通報体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図る。
- 水質事故発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 大規模水質事故発生時における迅速、確実、効果的な災害対応確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努める。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 水質事故は、一般住民等からの通報により認知する場合が多いことから、水質の異常を発見した場合の連絡通報体制を確立し、連絡通報体制が実際に活用できるよう一般住民等への通報先の周知、協力要請を十分行っておくものとする。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備する。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。
 - ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図るものとする。
 - ・ 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システム、衛星通信システムを積極的に活用するものとする。
- 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用機械、パトロールカー等を整備するとともに、北海道開発局の保有する災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に災害対策本部等に伝達するシステムを整備するものとする。
- 気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
- 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
- 水質事故発生時に気象、海象条件の把握に寄与する河川情報システムの整備を図るものとする。
- 河川及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進する。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

また、地理情報システム（以下「GIS」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにする。監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会と緊密な連携を図るものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討するものとする。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。
- 災害発生時に関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会及び排出油防除協議会等と調整の下に、連携して防除活動を行うよう協力体制を整えるものとする。

第4 応急復旧体制の整備

- 迅速かつ円滑な応急対策への備えとして、原因物質の究明、汚染状況の把握、被害の拡大防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。
- 防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 調査に必要な簡易分析機器、調査用資材やオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の応急対策用の資機材の備蓄を推進するとともに、資機材を管理する事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 迅速かつ確実な応急対策を行うため、北海道開発局が保有する機械について整備計画を策定するとともに、運用に関する規程を整備する。また、各河川ごとに設置された水質汚濁防止連絡協議会等においても水質事故対策マニュアルを作成するものとする。
- 大規模な水質事故発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等を派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。

第5 後方支援体制の整備

- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておく。

第3節 災害、防災に関する技術開発等の推進

- 原因物質別に適切な応急対策技術を講ずることが被害の拡大を防止する上で重要であることから、次に掲げる技術開発を行うとともに、研究の成果を対策に反映させるものとする。
 - ・ 対象流域内に存する危険物の保管場所あるいは貯蔵場所及び河川への流出経路がわかるような流域情報システムに係わる研究及び技術開発
 - ・ 油や有害物質を検知する水質監視システムの開発
 - ・ 油や有害物質の流出時における効率的な処理技術の改善及び開発
 - ・ 流出・漂着物等の河川、海岸域等への影響の研究や効率的な回収技術の開発

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

- 職員に対して、災害発生時に適切な処置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行うものとする。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 防災関係機関との連携を強化し、大規模な水質事故を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡

水質事故発生時の状況を想定し、被害状況等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、水質事故時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的な通信訓練を定期的に実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
 - ・ 応急対策

水質事故発生時において、被害の拡大を防止するための応急対策や防除活動が事故状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに

に、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 被災状況等の収集・連絡

- 関係機関と協力して、多くの情報を効果的な連絡手段・機材を用いて伝達し、被害の規模等の早期把握を行い、相互に連絡するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
- 概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 水質事故発生後、速やかに、関係省庁に連絡し、被災状況、災害応急対策活動状況等の情報を、必要に応じその他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

- 災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施する。

第3節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 大規模な水質事故発生時に、油等の流出物の付着等により海岸保全施設、河川管理施設等の操作等に影響を及ぼすおそれがある場合、パトロールの実施等により状況の把握に努めるとともに、施設の操作等に支障がないよう必要に応じ施設の緊急点検を実施するものとする。
- 所管施設等に係る被災情報の収集の支援活動を行う防災エキスパート制度等によりボランティアの活用を図るものとする。

第4節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 防除用資機材の効率的な利用を図るため、関係行政機関等との緊密な連絡を保つ

ものとするものとする。

- 関係業界団体との災害時における災害応急対応業務に関する協定等に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じその他の関係業界団体に対し、その調達について要請を行うものとする。

第5節 有害物質等流出時における応急対策の実施

- 海域等において油等が流出し、河口部等に漂着するおそれがある場合には、漂着の未然防止を図るための措置を講ずるものとし、漂着した場合には、防災関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。
- 油流出事故等により有害物質が河川に大量流出し、原因者側の対応が不十分な場合又は原因者が不明な場合は、北海道一級河川環境保全連絡協議会等を活用し、直ちに関係機関との協力の上、環境モニタリング、事故原因の把握、危険物等の拡大を防止するための適切な措置を講ずる。また、必要に応じ、外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 応急対策の実施に当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、有害物質等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

第6節 災害発生時における道路交通の確保等

- 人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行うものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第7節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な水質事故が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行う。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体等との通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 流出・漂着油等の防除方策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは外部の専門家を派遣するものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

第8節 災害発生時における広報

- 情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行う。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。

第9節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努めるものとする。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリー

- ダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講ずるものとする。

第11編 港湾危険物等災害対策編

- 本編では、港湾における危険物等の漏洩、流出、爆発等による多数の死傷者等の発生といった大規模な港湾災害に関する対策について記述する。
なお、水質事故を原因とする、海洋汚染については「海上災害対策編」、道路施設に対する風波浪による油の被害については、「道路災害対策編」による。

第11編 港湾危険物等災害対策編目次	220
第1章 災害予防	222
第1節 港湾災害対策の推進	222
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	222
第2 港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	222
第2節 危機管理体制の整備	222
第1 情報の収集・連絡体制等の整備	222
第2 通信手段等の整備	223
第3 関係機関との連携	223
第4 応急復旧体制の整備	223
第5 後方支援体制の整備	224
第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進	224
第4節 防災教育等の実施	224
第1 防災に関する研修等の実施	224
第2 防災知識の普及	225
第3 人材の育成	225
第5節 防災訓練	225
第6節 再発防止対策の実施	226
第2章 災害応急対策	227
第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	227
第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	227
第1 災害情報の収集・伝達	227
第2 通信手段の確保	227
第3節 活動体制の確立	227
第4節 災害発生後の施設の緊急点検	228
第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	228
第6節 災害発生時における応急復旧工事等の実施	228
第7節 災害発生時における港湾機能の確保等	228
第8節 二次災害の防止対策	228
第9節 ライフライン施設の応急復旧	229
第10節 地方公共団体等への支援	229
第1 情報収集、資機材の提供等	229
第2 避難活動	229
第11節 被災者等への対応	229
第12節 災害発生時における広報	229

第3章	災害復旧	・ ・ ・ ・ ・	230
第1節	災害復旧の基本方針	・ ・ ・ ・ ・	230
第2節	港湾等の復旧・復興	・ ・ ・ ・ ・	230
第1	災害復旧の促進	・ ・ ・ ・ ・	230
第2	再度災害の防止	・ ・ ・ ・ ・	230

第1章 災害予防

第1節 港湾災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 港湾における危険物等に関する災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、危険物等の取扱区域を他の区域から極力分離するなど、港湾計画策定時等に防災上の配慮を行うとともに、港湾計画等に基づき危険物等に関する災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い港湾空間を確保し、災害に強い国づくり・みなとづくりを推進するものとする。

第2 港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 国内外の社会経済活動への影響を最小化するため、港湾の規模、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、危険物取扱施設の集約、重要な港湾施設までの保安距離の確保、危険物取扱施設への進入経路の多重化等、災害に強い港湾整備を進め、大規模な港湾災害の発生に対する安全性、信頼性を高めるものとする。
- 油等流出事故発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないように、オイルフェンス、薬剤等の備蓄に努めるものとする。
- 港湾管理者等とも連携のうえ、危険物等の取扱施設近傍の港湾施設等の点検を実施し、港湾施設等の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。
- 危険物等取扱施設について、防災上支障のないような空地进行を配置することや必要な防災設備を整備すること等が、危険物等取扱施設設置の届出等に際し事業者により徹底されるよう、必要に応じ港湾管理者に対し助言等を行うものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等によりエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 石油コンビナート等災害防止法特別防災地域以外の地域についても、港湾においては危険物等の取扱施設が集積し、それに関連した荷役活動が行われていることにかんがみ、危険物等の取扱事業者が自主防災組織や共同防災組織の設置に努めるよう、港湾管理者等と連携し、事業者に対する必要な助言等を行うものとする。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 港湾区域内の事業所内の災害発生について、事業所の自主防災組織や共同防災組織とも連携を執り、円滑な情報伝達のための体制を整備するものとする。
- 収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家を活用し、分析体制を強化するものとする。
- 災害発生時における迅速かつ適切な災害対応を確保するため、初動体制に関するマニュアルを整備する。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。

- 危険物等の災害については、事務所等現場の第一線基地が災害発生した港湾等内に存し、各種の制約を受ける場合が他の災害にも増して多いことが考えられるため、庁舎自体の被災のみならず使用規制・交通規制等により当該庁舎が使用できない場合も想定し、代替庁舎の指定や非常参集要員の選定に特に配慮するものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規程等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
 - ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、画像情報機器及び情報通信機器等の整備を推進し、収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 港湾利用者及び背後住民への適切な情報提供を行うため、災害情報板、放送施設等の情報提供装置の整備を図るものとする。
- N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話 等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システム、衛星通信システムを積極的に活用するものとする。特に、危険物等の災害は陸上交通が規制されることも多いことが想定されるため、海上から被害状況等を確認することが重要になることにかんがみ、港湾業務艇等における船舶無線や画像伝送装置等の整備を進めるものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会と緊密な連携を図るものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討するものとする。

第3 関係機関との連携

- 災害発生時に関係行政機関等からなる排出油防除協議会等と調整の下に、連携して防除活動を行うよう協力体制を整えるものとする。
- 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星移動局及び港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 特に港湾等における危険物等の災害については、港湾等全域に及ぶ避難等も想定されるため、そのための交通規制や関係者が避難等をしたあとの警備等に関して、あらかじめ港湾管理者等とも連携のうえ役割分担等について警備担当部局等関係者と十分に調整しておくものとする。

第4 応急復旧体制の整備

- 調査に必要な簡易分析機器、調査用資材やオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の応急対策用の資機材の備蓄を推進するとともに、資機材を管理する事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 大規模な災害発生時における地方整備局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

- 迅速かつ確実な応急対策を行うため、北海道開発局が保有する機械について整備計画を策定するとともに、運用に関する規程を整備するものとする。
- 物資及び資機材輸送の支援施設、ヘリポート等として、浮体式防災施設（広域防災フロート）を活用した支援体制の整備を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。
- 防災関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集、蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。
- 自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。
- 被災開発建設部に対し、北海道開発局（以下「本局」という。）及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等を派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる臨海部防災拠点のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

第5 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等は備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第3節 災害、防災に関する技術開発、観測等の推進

- 危険物等の災害が発生した場合は、関係機関とともにその発生原因について、人的・物的等幅広い視点から徹底的な究明に努めるとともに、その成果を確実に施設の整備や管理運営に反映する手法を検討するものとする。
- 港湾災害に関するデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保という観点から、幅広く次のような技術開発を行うとともに、防災の施策に反映させるものとする。また、港湾災害を防ぐために気象海象計等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。
 - ・ 危険物等の災害が発生した場合において、危険物等の種類、港湾施設の構造・部材の種類等による対応に関する最新の知見の収集・分析・評価
 - ・ 港湾災害による被災防止を図るための港湾施設の計画・設計手法の高度化、日常点検手法の高度化、技術上の基準等の整備・見直し
 - ・ 災害関連データ、応急復旧データ等、被災防止・応急復旧活動に資する情報基盤の開発

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体

制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 関係機関とも連携のうえ、事業者等に対し防災に関する関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施及びその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行うものとする。
- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した港湾施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、人材の育成及び活用を図るとともに学術機関を含め公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 防災関係機関との連携を強化し、大規模な災害を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集
一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動無線電話装置の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。
なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。
 - ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、所管施設の被害状況等に関する情報を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。
また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。
 - ・ 災害対策本部等の設置運営
迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
 - ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑

に実施されるよう訓練を実施するものとする。

- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 港湾等における危険物等取扱施設に被害を及ぼす可能性のある情報の入手が円滑に行われるような体制を確保するとともに、港湾管理者等とも連携し災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、関係機関、報道機関等を通じて港湾利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに港湾利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・伝達

- (1) 災害情報等の把握、連絡
 - 大規模な災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認する。災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに本省に連絡するものとする。
 - 被災状況を迅速に収集するとともに、災害応急対策活動状況等の情報を本省に連絡するとともに、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- (2) 被害情報等の把握、連絡
 - 災害発生後、関係機関とも連携のうえ二次災害に留意しつつ施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡する。概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、順次、内容、精度を高めるものとする。
 - 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- (3) 港湾業務艇等による情報収集
 - 危険物等の災害が発生した場合には、被災地近傍への進入が困難なことも想定されるため、港湾管理者等とも連携し、港湾業務艇等、ヘリコプター等により被害状況を収集するものとする。
 - 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
 - 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

第2 通信手段の確保

- 直ちに通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う要員を現地に配置するものとする。
- 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用し、緊急情報連絡用の回線を確保するものとする。
- 既存通信ネットワークに支障が生じた場合は、船舶無線等の移動通信回線を活用するとともに、必要に応じ非常通信の要請を行い、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき、災害対策本部等を設置するものとする。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関との緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の

開発建設部は支援を行うものとする。

- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 災害発生後の施設の緊急点検

- 所管施設の応急復旧活動等を行うため、港湾管理者とも連携のうえ緊急点検実施の体制を速やかに整えるとともに、二次災害の発生に配慮しつつ、あらかじめ作成された基準等に基づき、緊急点検を実施するものとする。
- 緊急点検の結果を踏まえ、港湾管理者とも連携のうえ必要な規制等を実施するものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 被害拡大を防止するための消火活動や流出油回収への協力を行うため、浚渫兼油回収船の出動要請が迅速に行えるよう本省及び関係地方整備局との連携強化を図る。
- 北海道開発局の保有する浮体式防災施設（広域防災フロート）について、必要に応じ、被災地に派遣するものとする。
- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達する。また、復旧工事の拠点や輸送拠点等となる浮体式防災基地について、迅速に曳航ができるよう港湾管理者とも連携のうえ準備を整えるものとする。
- 関係業界団体との協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じ、その他の関係業界団体に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 応急対策の実施に当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、有害物質等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

第6節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

- 港湾施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や港湾機能の確保等を図るため、応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。また、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 流出・漂着油等の防除方策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは外部の専門家の派遣を行うものとする。

第7節 災害発生時における港湾機能の確保等

- 港湾施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な航路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の港湾機能の確保等に努めるものとする。
- 災害発生時における円滑な輸送を確保するため、必要となる岸壁の確保を最優先に応急復旧等を実施することや浮体式防災基地の活用を図るものとする。また、必要に応じて、港湾管理者等に対して、代替輸送岸壁の確保等に係る支援を要請するものとする。
- 大規模な災害が発生し、近傍の幹線道路、鉄道等が規制された場合においては、関係機関とも連携のうえ、これに変わる代替輸送海上ルートを設定し、そのために必要となる岸壁の確保等について近傍の港湾管理者等に協力を要請するものとする。
- 関係業界団体等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第8節 二次災害の防止対策

- 危険物等の災害は、特に防災業務活動時等における二次災害の危険性が高いことから、消防等専門的な機関と密接な連携を執りつつ、港湾利用者や防災業務に従事する者の安全を確保するものとする。
- 構造物や固定式の荷役機械等については、外観上被災を受けていないように見え

ても、熱や消火活動によりそれらを構成する部材等が劣化していることが想定されるため、二次災害による被害の拡大を防ぐため十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握した上で、復旧工事を実施するものとする。また、施設の点検等に当たっては、技術的な指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣し指導・助言を行うものとする。

第9節 ライフライン施設の応急復旧

- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を港湾管理者等とともに要請するものとする。

第10節 地方公共団体等への支援

- 大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、地方公共団体等に対し以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局及び情報通信機器を備えた港湾業務艇等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に対しオイルフェンス等の応急復旧用資機材や災害対策船舶等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、港湾管理者等の要請に応じ、助言等を行うための専門家の派遣を行うものとする。
- 被災した地方公共団体から支援要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況等の情報の利用者・住民への速やかな伝達に関して、港湾管理者とともに必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第11節 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

第12節 災害発生時における広報

- 情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
- 港湾施設の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般住民等に提供するものとする。
- 被災した港湾施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般住民等に提供し、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方針を検討又は復興計画を作成する場合、並びに港湾管理者が港湾の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合は、支援を行うものとする。

第2節 港湾等の復旧・復興

第1 災害復旧の促進

- 災害発生後、港湾機能の早期回復等のため、港湾管理者等とも連携しつつ、できる限り速やかに早期復旧に努める。また、民生の安定、港湾機能の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。
- 地域社会活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
- 復旧に当たっては、周辺環境の保全にも配慮するものとする。なお、輸送機能を確保するため浮体式防災基地の活用や、近傍港湾における代替輸送のための岸壁等の確保についても必要に応じ港湾管理者等に協力を求めるものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災した港湾管理者等からの求めにより必要に応じて、指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- 港湾施設等の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請するものとする。

第2 再度災害の防止

- 被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 港湾施設等の災害復旧に関し、災害発生の要因となった障害物について、除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。

第 1 2 編 原子力災害対策編

- 本編は、事業所外運搬時における原子力災害に関する事項について定めるものとし、原子力施設における原子力災害に関する事項については、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号以下、「原災法」という。）等に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講ずる。

第 1 2 編 原子力災害対策編目次	231
第 1 章 災害予防	232
第 1 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	232
第 1 情報収集・連絡	232
第 2 災害応急体制の整備	232
第 3 緊急輸送活動支援の体制	233
第 4 防災業務関係者の安全確保	233
第 5 周辺住民等への的確な情報伝達活動	233
第 2 章 災害応急対策	234
第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	234
第 1 特定事象発生情報の連絡	234
第 2 応急対策活動情報の連絡	234
第 3 通信手段の確保	234
第 2 節 活動体制の確立	234
第 1 原子力災害対策本部の設置	234
第 2 原子力災害現地対策本部の設置	234
第 3 節 関係者等への的確な情報伝達活動	234
第 3 章 災害復旧	234

第1章 災害予防

第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、速やかに、被災状況、災害応急対策活動状況等の情報を本省に連絡するとともに、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 大規模な災害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。
- 情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。また、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害による停電に対応するため、非常用発電設備の設置に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、災害対策を支援する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。また、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を作成し別途保存するよう努めるものとする。
- 収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家を活用するものとする。

(3) 通信手段の確保

- 直ちに通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う要員を現地に配置する。
- 携帯電話、衛星通信システムの移動通信回線を活用し、緊急情報連絡用の回線を確保するものとする。

第2 災害応急体制の整備

(1) 防災体制の整備

- 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故の発生について原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）により報告を受け関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合、又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、事故情報の収集、職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。

(2) 職員の体制の整備

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、北海道開発局及びその他の開発建設部は支援を行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。
- (3) 関係機関との連携
 - 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
 - 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。
- 第3 緊急輸送活動支援の体制**
 - 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図るものとする。
- 第4 防災業務関係者の安全確保**
 - 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。
 - 防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。
- 第5 周辺住民等への的確な情報伝達活動**
 - あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。
 - 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
 - 情報の公表及び広報活動内容については、地域防災計画等に基づき実施するものとする。
 - 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 特定事象発生情報の連絡

- 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに本省に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 特定事業発生後の応急対策活動
 - 現地との連絡を密に行う。
- (2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡
 - 対策拠点施設に派遣された職員は、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

第3 通信手段の確保

- 緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第2節 活動体制の確立

- (1) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

第1 原子力災害対策本部の設置

- 原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を本省に連絡し、原子力災害対策本部を設置するものとする。

第2 原子力災害現地対策本部の設置

- 原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部が設置された場合、あらかじめ定められた職員を派遣し、構成員とするものとする。

第3節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 情報の公表及び広報活動内容については、地域防災計画等に基づき実施するものとする。

第3章 災害復旧

- 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために必要な措置を講ずるものとする。
- 上記に加え、原子力災害による被害を受けた地域における原子力災害からの復旧を図るため、必要な支援を行うものとする。

第13編 大規模火事等災害対策編

- 本編では、大規模な火事、危険物の漏洩・流出、爆発等による公共土木施設、建築物等の被災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事等災害に関する対策について記述するものである。

第13編 大規模火事等災害対策編目次	235
第1章 災害予防	237
第1節 大規模火事等災害対策の推進	237
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	237
第2 都市の防災構造化の推進	237
第3 避難場所・避難路の確保・整備	237
第4 防災拠点の確保・整備	238
第5 ライフライン対策の推進	238
第6 要配慮者対策の推進	239
第7 防災に関する広報・情報提供等	240
第2節 危機管理体制の整備	240
第1 情報の収集・連絡体制の整備	240
第2 通信手段等の整備	240
第3 関係機関との連携	241
第4 応急復旧体制等の整備	241
第5 緊急輸送の実施体制の整備	242
第6 後方支援体制の整備	242
第3節 災害、防災に関する技術開発等の推進	243
第4節 防災教育等の実施	243
第1 防災に関する研修等の実施	243
第2 防災知識の普及	243
第3 人材の育成	243
第5節 防災訓練	243
第6節 再発防止対策の実施	244
第2章 災害応急対策	245
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	245
第1 災害情報の収集・連絡	245
第2 通信手段の確保	245
第2節 活動体制の確立	245
第3節 災害発生直後の施設の緊急点検	246
第4節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	246
第5節 災害発生時における応急工事等の実施	246
第6節 災害発生時における交通の確保等	246
第1 道路交通の確保	246
第7節 緊急輸送	247
第1 基本方針	247

第2	緊急輸送に対する支援	247
第8節	二次災害の防止対策	247
第9節	ライフライン施設の応急復旧	247
第10節	地方公共団体等への支援	248
第1	情報収集、資機材の提供等	248
第2	避難活動	248
第3	応急仮設住宅の建築支援等	248
第4	飲料水の確保、支援等	248
第5	消防活動への支援	248
第11節	被災者・被災事業者に対する措置	248
第1	被災者等への対応	248
第1節	災害発生時における広報	249
第1節	自発的支援への対応	249
第3章	災害復旧・復興	250
第1節	災害復旧・復興の基本方針	250
第2節	災害復旧の実施	250
第1	査定の早期実施	250
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	250
第4節	都市の復興	250
第1	計画的復興への支援	250
第2	復興まちづくりへの支援	250
第5節	被災者の居住安定確保に対する支援	250
第1	公営住宅の整備等	250
第6節	被災事業者等に対する支援措置	251

第1章 災害予防

第1節 大規模火事等災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成を図るため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、国の他の機関、地方公共団体と連携して、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。
- 大規模な火事等を防止し、又は大規模な火事等が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路等その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、大規模な火事等に対する災害対策を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進するものとする。

第2 都市の防災構造化の推進

- (1) 市民に支えられた防災都市づくり
 - 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。
- (2) 防災都市づくりの計画的推進
 - 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置付けについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。
 - 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。
 - 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。
- (3) 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備
 - 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
 - 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な促進配置を推進するものとする。
 - 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を促進する。
- (4) 防災上枢要な地域における建築物の不燃化
 - 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。
- (5) 安全な市街地の整備等
 - 土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

- (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等
 - 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を推進するものとする。
- (7) 防災上危険な密集市街地の整備
 - 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)を踏まえ、老朽木造建築物の除却、建替えの促進、防災機能の確保を図る地区計画の導入、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。
 - 土地地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。
- (8) 消防活動に資する施設等の整備
 - 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
 - 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸等の整備を推進するものとする。
 - 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。
- (9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策
 - 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

第3 避難場所・避難路の確保・整備

- 災害発生時の避難場所、避難路に配慮した道路、緑道等の整備を推進するほか、河川の管理用通路の活用や、緊急用河川敷道路、砂防事業、港湾事業等により整備されたオープンスペースが活用されるよう整備を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置付けを促進するものとする。
- 災害時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進する。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう助言するものとする。

第4 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を土地地区画整理事業等により促進するものとする。
- 応急復旧活動拠点、ヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道路防災ステーション、港湾等の防災拠点、道の駅等の整備を推進する。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保する。

- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域に設置を促進するものとする。
- 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を促進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を促進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。
- 庁舎を新営する場合は、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備の一環として行うよう配慮するものとする。
- 本局、開発建設部等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保について、関係機関と協議し、検討するものとする。特に、北海道開発局全体を統括する中枢としての機能を有する本局の施設等については、所管する施設等の効果的な利用や開発建設部の施設等を活用したバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討するものとする。
- 既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動拠点として機能する住宅街区の形成を推進するものとする。
- 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区の防災活動拠点となる施設の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うとともに、防災関係機関相互の支援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第5 ライフライン対策の推進

- 地方公共団体及びライフライン事業者と緊密な連携を図り、電線共同溝を推進する。下水道施設については、ライフライン機能が確保できるよう下水道のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を促進するものとする。
- ライフライン施設の応急普及に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続の簡素化を図るものとする。
- 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として使用し得るよう配慮した階段護岸、農業用排水施設等の整備を図るものとする。

第6 要配慮者対策の推進

- 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。
- 要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整

備・強化を図るものとする。

第7 防災に関する広報・情報提供等

- 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。
- 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図るものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 防災関係機関が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うため、「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」及び「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、地方公共団体からの要請がなくても災害対策本部等にリエゾンを派遣し、情報交換を行えるように体制を整備する。
- 災害発生時の情報収集・連絡体制について、夜間、休日の場合も対応できるようにあらかじめ整備しておくとともに、職員に周知徹底を図るものとする。
- 防災通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに、防災関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、非常参集者をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努める。また、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 非常参集等に関する事項は、防災対策事務規程に定めるところによるものとする。
- 住民、道路利用者等からの情報収集体制を強化するものとする。
- 災害発生時の情報を迅速かつ的確かつ正確に収集、提供するため、現地からの画像等の情報伝達が行える防災情報システムを整備するものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保する。また、原則として3日間以上運転できることとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行い、道路状況等の地域特性等を踏まえた運転時間を確保するものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておく。
- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム、ヘリコプター搭載型衛星通信システム（ヘリサット）、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図る。
- 災害時の通信手段について、平常時からその確保に努めるものとし、その運用、管理、整備等に当たっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - ・ 光ファイバ・マイクロ回線、衛星通信システムによる通信路の多ルート化及び関連

装置の二重化の推進を図るものとする。

- ・ 無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作など習熟を図るものとする。
- ・ 災害時に有効な携帯電話等、移動通信システムを積極的に活用するものとする。
- 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇等及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- 気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
- 河川、海岸、砂防及び道路における公共施設管理の高度化及び効率化を図るため、施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報等の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
- 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源装置の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を有効的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 災害時の通信回線の確保を図るため、北海道地方非常通信協議会等と緊密な連携を図るものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等について、バックアップを検討するものとする。

第3 関係機関との連携

- 防災関係機関との間において、あらかじめ応急対策等の役割分担について十分な協議を行うものとする。
- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、衛星通信移動局等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体への災害情報の提供等、緊密な情報連絡をするものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 大規模な火事が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うものとする。
- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規程を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関

及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 被災開発建設部に対し、本局及びその他の開発建設部が支援を行えるよう職員、資機材等派遣するための体制を整備しておくものとする。
- 平常時から防災情報等の収集及び蓄積を図るとともに、北海道開発局及び防災関係機関が収集及び蓄積した情報が相互間で円滑に利用されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど広域的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 応急復旧の実施に関し必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者、コンサルタント等の業界団体と災害時における災害応急対応業務に関する協定の締結に努めるものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存や自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策に努めるものとする。
- 所管施設ごとに災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 防災関係機関と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 被災した地方公共団体から支援の要請があった場合は、原則として、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言するものとする。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 防災関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

第6 後方支援体制の整備

- 災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 災害が発生した場合に備え、災害応急対策等に従事する職員のため食料、飲料水、燃料等を備蓄するものとする。
- 災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3

- 日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入れの可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する技術開発等の推進

- 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関等とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
- 防災関係機関と緊密な連携を図り、観測データ及び試験研究成果の活用を図るものとする。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たり、マス・メディア、インターネット、北海道開発局関係機関誌等の活用、図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、幕等の掲示等に努めるものとする。
- 防災週間等の各種行事等を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。
 - ・ 非常参集
 - 一 斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。
- なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に

- 1 回以上行うものとする。
- ・ 情報の収集・連絡
災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況等に関する情報を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。
また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的の実施するものとする。
- ・ 災害対策本部等の設置運営
迅速な初動体制の確立のため、災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。
- ・ 応急対策
所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害情報等の把握、連絡

- 大規模な火事が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。
- 災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに、被災状況、災害応急対策活動状況等の情報を本省に連絡するとともに、必要に応じ、その他の防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 速やかに、概括的被害情報、ライフライン被害、所管施設への重大な被害に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 所管施設等に係る被災情報の収集の支援活動を行う防災エキスパート等のボランティアの活用を図るものとする。
- 直ちに、災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意するものとする。

(2) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設及び周辺の被災状況、大規模河道閉塞の発生状況等を迅速に収集する。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規程に定めるところによるものとする。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- 災害により甚大な被害が発生し、地方整備局の災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨本省非常本部等に要請するものとする。
- 地方整備局等の災害対策用機械及び衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を本省非常本部等に報告するものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移动通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

- 災害応急対策を実施するため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき災害対策本部等を設置するものとする。
- 速やかに、職員の非常参集、非常体制、情報収集連絡体制等必要な措置を講ずるものとする。
- 職員の非常参集、非常体制等に関する事項については、防災対策事務規程によるものとする。
- 災害対応に関し、防災関係機関と緊密な連携を図るものとし、政府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するものとする。
- 被災開発建設部に対する災害支援が必要と認められるときは、本局及びその他の開発建設部は支援を行う。
- 被災地地方整備局に対して必要に応じて、地方整備局等間応援マニュアルに基づき

人的、物的な応援を行うものとする。

- 被災地方公共団体に対する災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第3節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 直ちに、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握して、住民の生活確保を図ることを最優先として速やかに応急復旧を行うものとする。
- 所管施設等に係る被災情報の収集活動を行う防災エキスパート制度等によりボランティアの活用を図るものとする。

第4節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材等を迅速に調達するものとする。
- 関係業界団体等との災害時における災害応急対応業務に関する協定に基づき、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じその他の関係業界に対し、その調達について要請を行うものとする。
- 北海道開発局の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
 - 防災備蓄基地のネットワークの整備を行い、復旧資機材の活用を行うものとする。

第5節 災害発生時における応急工事等の実施

- 被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、迅速かつ的確な障害物の除去、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、必要に応じ外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 必要に応じて必要な措置の実施を指導するものとする。

第6節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

- 道路施設について、自転車等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早急の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理する道路において、道路啓開、応急復旧等を行い、道路交通の確保等に努めるものとする。
- 道路啓開について、状況に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。
- 災害による道路の破損、欠壊その他の事由により道路の通行が危険であると認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する国道について通行を禁止し、又は制限する。この場合においては、警察及び他の道路管理者を始めとする関係機関と相互に密接な連絡を行うものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 道路管理者である北海道及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

る。

- 北海道公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。
- 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。

第7節 緊急輸送

第1 基本方針

- 緊急輸送は、次に掲げる段階の順に行うことを想定するものとする。

第1段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の応急対策に必要な要員及び物資
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の現地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階

次に掲げるものを対象に輸送を行う。

- ・ 第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

第2 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

第8節 二次災害の防止対策

- 災害発生後の降雨等による二次災害を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害等の発生危険箇所の点検を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関に通報するとともに、必要に応じ、応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため必要な対策を講ずるものとする。
- 二次災害発生の危険を見極めつつ、必要に応じ、応急対策を行うものとする。
- 二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための職員を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第9節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を依頼するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第10節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 必要に応じ、災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇等、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災した地方公共団体等との通信手段等を確保し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体から支援の要請があった場合は、職員の派遣及び資機材等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための職員あるいは専門家を派遣するものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方公共団体等から要員の派遣の調整等を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ北海道開発局の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

第5 消防活動への支援

- 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第11節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 必要に応じ、被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、省内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について、避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の

状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

- 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らが管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努めるものとする。
- 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第12節 災害発生時における広報

- 必要に応じ、住民等に被災の状況、災害応急対策の状況の情報を迅速・適切に提供するものとし、情報の提供に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ることに努め、インターネット等を積極的に利用する。また、視覚的にわかりやすい情報内容となるよう映像・画像等を活用するものとする。
- 必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制について防災関係機関と連携して整備を図るものとする。
- 情報の公表及び広報活動の内容について、防災関係機関と情報交換を行うものとする。
- あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行う。

第13節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申し入れがあった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入れが速やかに行われるよう努めるものとする。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたりとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。
- 自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講ずるものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討するものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 被災した地方公共団体が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合は、支援を行うものとする。
- 復興事業の支援などのため、特別の必要があると認めるときは、防災対策事務規程に基づき復興本部を設置するものとする。
- 被災した地方公共団体から、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 被災施設の復旧事業の実施に当たっては、可能な限り迅速かつ円滑に行うとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的实施を行うものとする。

第2節 災害復旧の実施

第1 査定の早期実施

- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、土地改良施設、下水道、空港、公園、公営住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとするものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

- 被災した地方公共団体が復興計画に基づき事業を実施する場合は、積極的に支援するものとする。
- 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を支援するものとする。
- 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うに当たっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行うものとする。

第2 復興まちづくりへの支援

- 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。
- 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新が円滑に進むよう支援するものとする。

第5節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。
- 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。
- 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、

その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行う。なお、災害が大規模な場合にあつては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第6節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者等を含めた一般住民等に提供するものとする。